

研 究 紀 要

42

愛知文教女子短期大学

2021.3

目 次

原著論文

情報モラルと情報セキュリティ

— 学生の現状とアンケート調査の結果報告（OA演習での取組） —

.....	小 川 美 樹	砂 田 治 弥	
	河 村 純 子	桐 崎 香 子	… 1

保育者の食物アレルギーに関する危機対応の学びと意識

— 保育士等キャリアアップ研修におけるルーブリックのデータ分析 —

.....	田 村 佳 世	… 23
-------	---------	------

研究ノート

発達障害児への早期支援に関する研究

— 東京都調布市への調査から —

.....	上 島	遥	… 33
-------	-----	---	------

発達障害児の特性理解と保護者支援

— 発達障害の特性がある気になる子も含めて —

.....	仲 森	みどり	… 41
-------	-----	-----	------

遠隔授業と対面授業による調理学実習の習熟度の比較検討

— 令和2年コロナ禍における実習授業の模索 —

.....	山 口 由 貴	原 真由美	有 尾 正 子	… 51
-------	---------	-------	---------	------

実践報告

コロナ禍における授業実践報告

— 「総合表現Ⅱ」の演習授業の取り組みについて —

.....	国 藤 真理子	玉 田 裕 人	… 63
-------	---------	---------	------

保育者養成校におけるオンラインシステムを活用したピアノ授業の実践報告

.....	玉 田 裕 人	国 藤 真理子	… 73
-------	---------	---------	------

原著論文

情報モラルと情報セキュリティ
－学生の現状とアンケート調査の結果報告（OA 演習での取組）－

小川 美樹* 砂田 治弥*
河村 純子** 桐崎 香子*

Information ethics and Information security
Student status and report of questionnaire survey results
(Efforts in OA practice)

Miki Ogawa Haruya Sunada Junko Kawamura Yoshiko Kirisaki

Abstract

With the rapid development of computerization, dissemination of personal computers, smartphones and tablets has become indispensable from our daily lives. While they have become more convenient, many problems have occurred on the Internet, such as internet troubles, information leaks, and virus infections. To avoid these problems, knowledge of "information ethics" is currently required, such as the ability to judge information correctly, "information security" and the knowledge to use the Internet with safety.

要旨

情報化が急速に進み、パソコンやスマートフォン、タブレットの普及は、私たちの生活と切り離せないものとなっている。便利になった一方で、インターネット上ではトラブルや情報の流出、ウイルス感染など多くの問題も発生している。これらの問題を回避するために、情報を正しく判断する能力である「情報モラル」、インターネットを安心して利用するための「情報セキュリティ」に対する知識が求められている。OA 演習の授業の中で、学生の情報モラルと情報セキュリティについて調査し、情報モラルと情報セキュリティの知識を深めていきたい。

Keyword : information ethics、information security、Office Automation(OA)
exercises 、ICT

キーワード : 情報モラル、情報セキュリティ、OA 演習、ICT

* 愛知文教女子短期大学

** 愛知文教女子短期大学 非常勤講師

I. はじめに

0A 演習ⅠⅡは基礎科目（卒業必修科目）として、幼児教育学科第1部2年次、第3部3年次、生活文化学科（食物栄養専攻、生活文化専攻）1年次に前期・後期で演習科目として開講し、その学習成果として、実務で活用できる能力を身につけ、インターネットや電子メールを活用して、情報収集や情報発信など情報活用能力を身につけることである。

今年度は、コロナの影響で前期のスタートが、対面ではなく遠隔授業でのスタートとなったため、インターネット教室・パソコン教室のパソコンで受講することができず、学生は自宅で各自のスマートフォン、タブレット、パソコンで受講することになった。

情報機器を使う機会も増え、学生一人一人がより一層情報モラル・情報セキュリティについて、知識を身につけ、活用していく必要がある。

II. 研究背景と目的

近年、IT から ICT へと言葉が移り変わってきたように、単なる情報技術といった言葉から communication（通信、伝達）を強調し、インターネットを利用した情報のやり取りが頻繁に行われている。インターネットを利用することで社会はより豊かで便利になり、我々の社会生活を一変させているのも周知の事実である。

1. 令和元年度通信利用動向調査の結果（総務省）

（1）インターネット利用目的

インターネット利用について主にどのような利用目的・用途で使われているのか調査したアンケート結果によると（図1 インターネットの利用目的・用途（複数回答））のような結果となっている。この結果から「電子メールの送受信」の割合が 76.8%と最も高く、次いで「情報検索」（75.6%）、「ソーシャルネットワーキングサービスの利用」（69.0%）となっている。

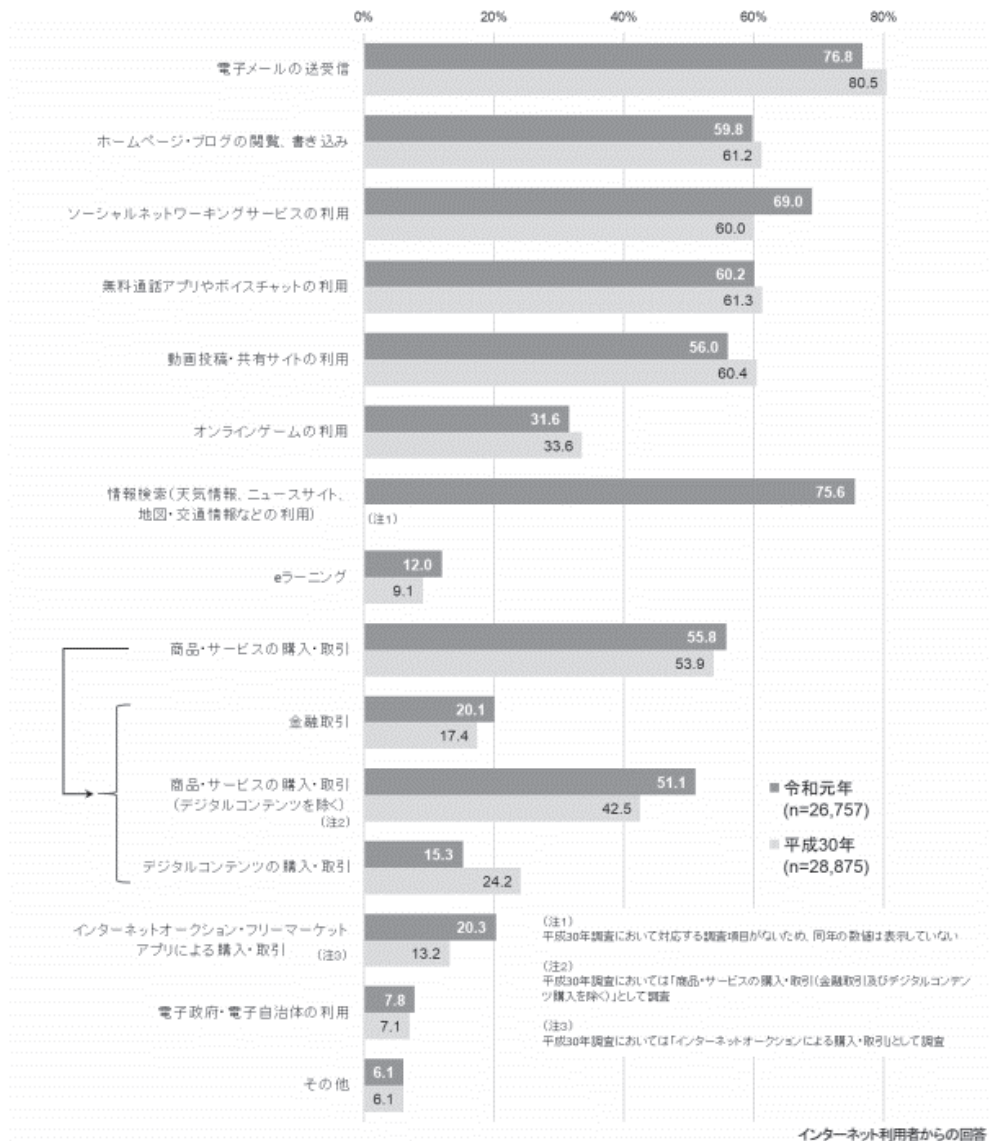


図1 インターネットの利用目的・用途(複数回答)

このように ICT (情報通信技術) の発展のおかげで、情報を高速、多様な方法でやり取りができるようになった。またそれらを利用し、様々な企業やサービス、産業が発展してきたが、それに合わせて情報モラルや情報セキュリティといった言葉が重要視されるようになってきた。

また、情報セキュリティについて、近年の総務省の調査によると、インターネットを利用したパソコンの使用における安心・安全への取組状況として次のような調査結果が報告されている。

（2）セキュリティ対策の実施状況（世帯）

インターネットを利用している世帯のうち、何らかのセキュリティ対策を実施している割合は81.1%となっている。実施しているセキュリティ対策は、「ウイルス対策ソフトをインストールする」が52.9%と最も高く、次いで「ソフトウェアを最新のものにす

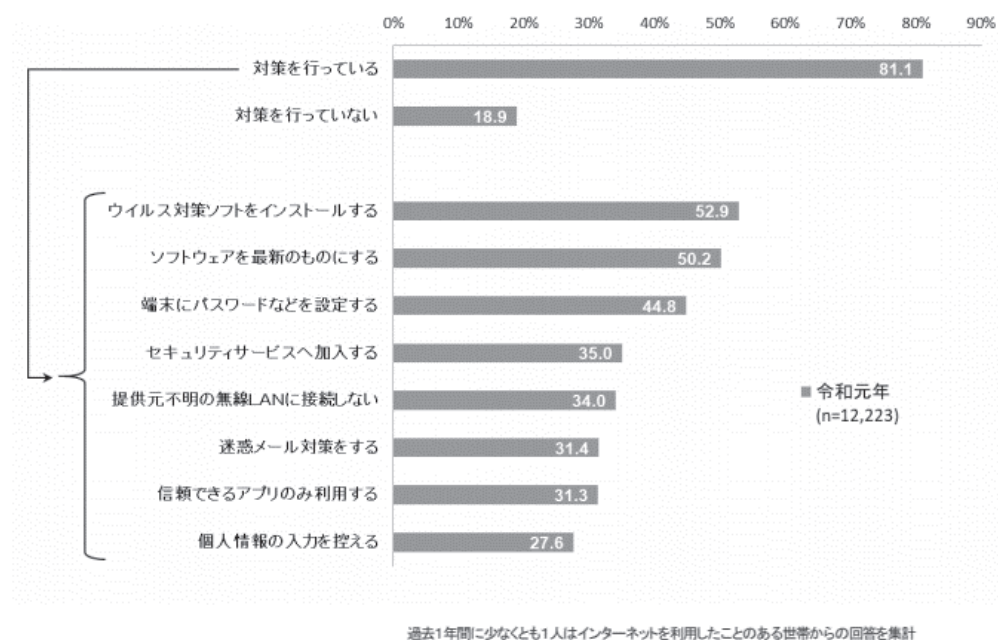
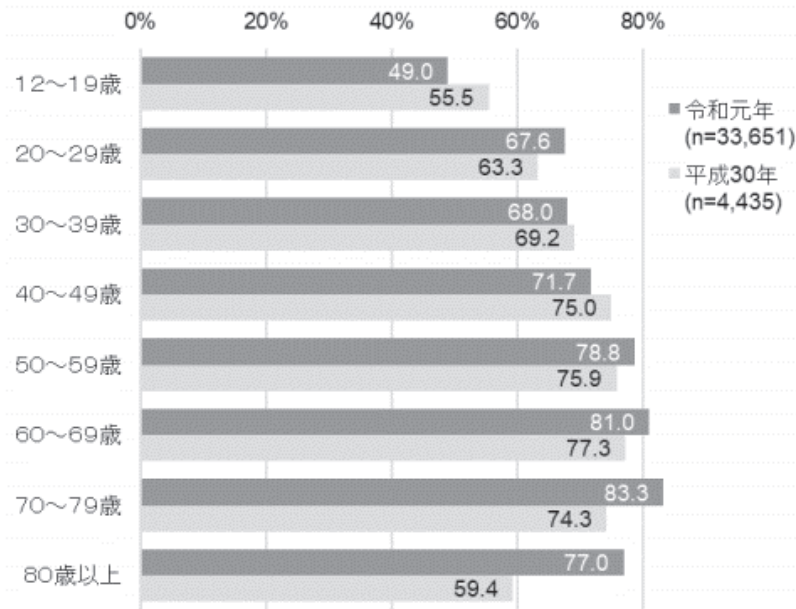
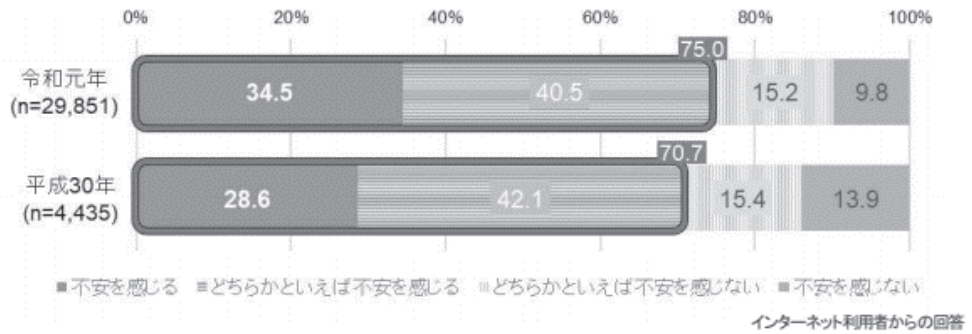


図 2 セキュリティ対策の実施状況（複数回答）（令和元年）

（3）インターネット利用で感じる不安（個人）

インターネットを利用している個人のうち、インターネットを利用して「不安を感じる」又は「どちらかといえば不安を感じる」と回答した者の割合は合わせて75%となり、前回調査から4.3ポイントの上昇となっている。

感じている不安の内容は、「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」の割合が88.4%と最も高く、次いで「コンピュータウイルスへの感染」(62.6%)、「架空請求やインターネットを利用した詐欺」(51.9%)となっている。また、「電子決済の信頼性」(43.3%)が5.5ポイントの上昇となっている。（図3 インターネット利用上不安の有無、図4 インターネット利用で感じる不安の内容（複数回答））



(注)
平成30年調査においては詳細版の調査票のみの調査項目

各年齢階層のインターネット利用者のうち、「不安を感じる」、「どちらかといえば不安を感じる」のいずれかを回答した者の割合

図3 インターネット利用上不安の有無

(2)の結果よりインターネット利用時のパソコンにセキュリティ対策を行っている割合は約80%と高い値を示し、中でもウイルス対策ソフトをインストールしている割合は約53%になる一方で、(3)のアンケートの結果よりインターネット利用で不安を感じる人の割合は75%と非常に高いことがわかる。不安の詳細は(図4)より、「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」、「コンピュータウイルスへの感染」、「架空請求やインターネットを利用した詐欺」となっており、特に高齢になるほど不安を感じる傾向が強いことが読み取れる。(図3)これは後述するデジタルネイティブと呼ばれる言葉とは正反対の意

味を持つ、デジタルディバイドと呼ばれる現象の一つで、現在のデジタル社会の問題を示唆する結果が読み取れるものである。これらアンケート結果より、利用者は何らかのセキュリティ対策を行ってはいるが、不安を完全に払拭することはできておらず、常に危機感を抱きながらインターネットを利用していることがわかる。高齢者ほど不安を感じる傾向が強いが、若者世代でも半分程度の人々が不安を常にかけていることがわかる。

本研究報告ではこのような背景を踏まえて、情報モラル・情報セキュリティなどの言葉やデジタルネイティブなどの言葉について再確認するとともに、情報モラル・情報セキュリティの教育がどの程度浸透しているのか把握するため、本学の学生を対象にアンケート調査を行い、その後、授業において再び情報モラル・情報セキュリティを学び、その学習効果を確認するため同内容のアンケート調査を再度行なった。アンケートによる学生の情報モラル・情報セキュリティの現状と学習効果の報告と、正しい情報モラル・情報セキュリティの知識を身につけるためには、どのような点に留意すべきかについて考察する。

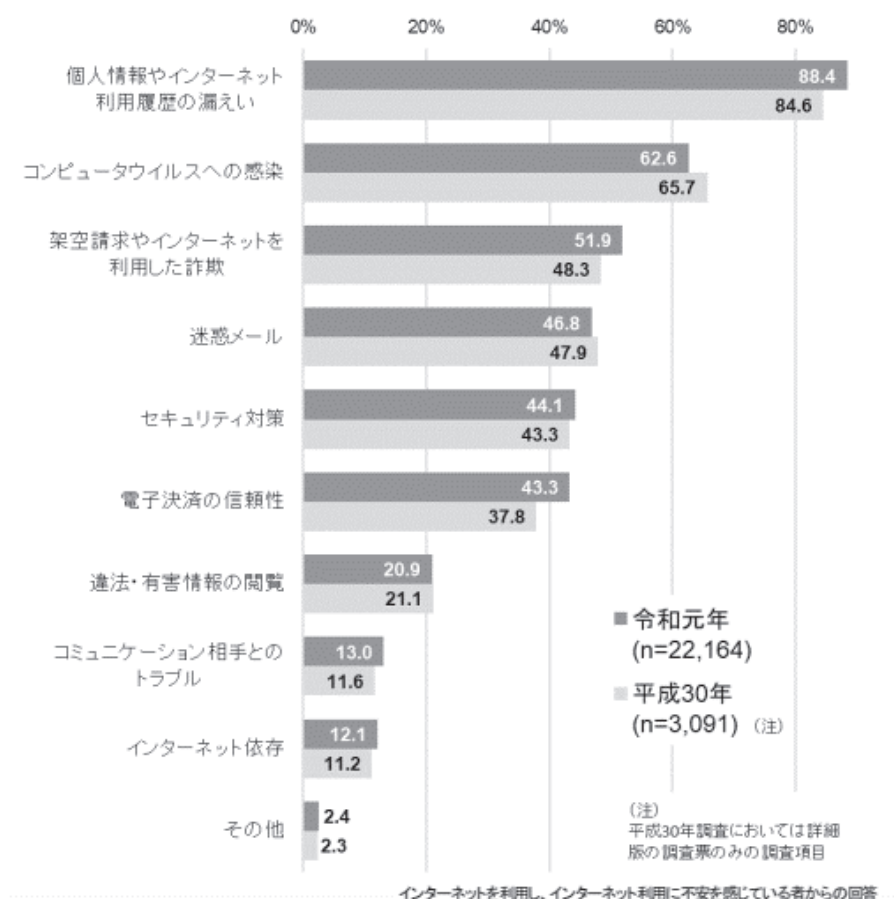


図 4 インターネット利用で感じる不安の内容（複数回答）

2. 青少年のインターネット・リテラシー指標等に係る調査結果

－ILAS (Internet Literacy Assessment indicator for Students)－

総務省では、インターネット上のリスクに対応するために、全ての青少年の習得が望まれる能力を明らかにし、これを ILAS(Internet Literacy Assessment indicator for Students)としてまとめ、発表した。図5,6,7は、2019年度の調査結果から抜粋した。

インターネットリテラシーの向上が必要であることから、インターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状等を可視化するため、これらの能力を数値化するテストが開発された。テスト及びアンケートが実施され、調査結果が「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 (ILAS:アイラス) 等に係る調査結果」として毎年まとめられている。(図5)

1 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標等に係る調査結果
－ILAS (Internet Literacy Assessment indicator for Students)－

○ スマートフォンが急速に普及し、インターネットがますます青少年にとって身近になる中、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためには、インターネット・リテラシーの向上が必要。

○ 総務省では、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（青少年インターネットWG）の提言（2011年10月）を受け、青少年のインターネット・リテラシー向上のための前提として、特にインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状等を可視化するため、これらの能力を数値化するテストを指標として開発。2012年度より毎年、高等学校1年生を対象に、青少年のインターネット・リテラシーを測るテストをインターネット等の利用状況に関するアンケートとあわせて実施（以下、本資料において「高校生」とは高等学校1年生を指すものとする。）。

○ 2019年度は、協力を得られた57の高等学校において、2020年1月から2月にかけてテスト及びアンケートを実施。その結果を集計・分析し、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 (ILAS:アイラス) 等に係る調査結果」として取りまとめた。

■「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（2009年4月1日施行）

【基本理念】

① 青少年の適切なインターネット活用能力の習得（インターネット利用に係るリテラシー向上）、②青少年の有害情報の閲覧機会の最小化（フィルタリングの機能向上・普及、関係事業者による取組み）、③民間による自主的・主体的取組、国等による尊重・支援

■利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（青少年インターネットWG）提言（2011年10月）

2. 各関係者に求められる役割等 （中略）

行政には、（特にインターネット上の危険への対応に係る）インターネットリテラシーに関する指標を、国際的に比較可能な形で整備し、定期的に公表していくことが求められている。

■青少年のインターネット・リテラシー指標に関する有識者検討会 （2011年9月～2012年3月）

教育工学や法学等に知見を有する有識者の方々からのご知見を踏まえ、特にインターネット上のリスク分類と、これに対応した危険・脅威への対応能力の整理、この能力を明らかにするテストの開発・分析・整理を実施。

（編纂）総務省 一橋大学名誉教授、渡部洋 東京大学名誉教授（座長）赤堀俊司（白鴎大学教育学部長・教授）、（座長代理）新井健一（ベネッセ教育研究開発センター長）

図5 青少年のインターネット・リテラシー指標等に係る調査結果

ILASの結果より、青少年に必要なリスク対応能力の分類がされ、「青少年に必要なリスク対応能力」として、3つの能力とそれぞれのリスクがあげられる。(図6)

2019年度のILASの結果(図7)では、項目別では、「セキュリティリスク (ID・パスワード、ウイルス対策等)」の正答率は上昇しているが、「不適切利用リスク (過大消費、依存、歩きスマホ、マナー等)」、「有害情報リスク (不適切投稿、炎上、閲覧制限等)」の正答率が下降している。

2 ILASの実施概要等

○ テスト及びアンケート調査の実施概要

2020年1月から2月にかけて、全国57の公立・私立の高等学校において、7,252名の1年生を対象にIDを割り付けた上で無記名形式でテストを実施。併せて、利用している機器やトラブル経験の有無等についてアンケートを行い、クロス集計を実施。

所在地区分	設立区分	協力人数	平均点
特別区等 5校	国立・国立高専 1校	男性 3570人	男性 32.4点
中核市 10校	公立 50校	女性 3672人	女性 34.9点
その他 42校	私立 6校	性別無回答 10人	
計 57校		合計 7252人	全体 33.7点 (49点満点)

100%換算で68.7%
(次ページ以降、100%換算で示す)

○ 青少年に必要なリスク対応能力の分類

「青少年のインターネット・リテラシー指標に関する有識者検討会」(2011年9月～2012年3月、座長：赤堀侃司白鴎大学教授)において、OECDの「インターネット上の青少年保護に関するレポート」(2011年5月)におけるリスク分類をベースに、インターネット上の危険・脅威への対応に必要な能力(リスク対応能力)に関し、以下の項目に整理。

【青少年に必要なリスク対応能力】

1. インターネット上の違法コンテンツ、有害コンテンツに適切に対処できる能力【違法有害情報リスクへの対応能力】
 - a. 違法コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。【違法情報リスク】
 - b. 有害コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。【有害情報リスク】
2. インターネット上で適切にコミュニケーションができる能力【不適正利用リスクへの対応能力】
 - a. 情報を読み取り、適切にコミュニケーションができる。【不適切接触リスク】
 - b. 電子商取引の問題を理解し、適切に対処できる。【不適正取引リスク】
 - c. 利用料金や時間の浪費に配慮して利用できる。【不適切利用リスク】
3. プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる能力【プライバシー・セキュリティリスクへの対応能力】
 - a. プライバシー保護を図り利用できる。【プライバシーリスク】
 - b. 適切なセキュリティ対策を講じて利用できる。【セキュリティリスク】

3

図 6 青少年に必要なリスク対応能力

3-1 2019年度ILASの結果(経年比較)

○ 全体の正答率(68.7%)は、過去4年間の平均(68.8%)とほぼ同等である。

○ 項目別に4年前と比較すると、「3b.セキュリティリスク」の正答率が相対的に上昇している一方で、「2c.不適切利用リスク」「1b.有害情報リスク」の正答率が相対的に下降している。

3b.セキュリティリスク(ID・パスワード、ウイルス対策等)	65.3% (2015年度) → 66.8% (2019年度)	となっており、1.5%上昇。
2c.不適切利用リスク(過大消費、依存、歩きスマホ、マナー等)	82.4% (2015年度) → 78.9% (2019年度)	となっており、3.5%下降。
1b.有害情報リスク(不適切投稿、炎上、閲覧制限等)	68.2% (2015年度) → 66.0% (2019年度)	となっており、2.2%下降。

リスク分類	具体例	2015年度 (n=13,647)	2016年度 (n=14,812)	2017年度 (n=17,223)	2018年度 (n=12,826)	(参考) 過去4年平均	2019年度 (n=7,252)
全体		69.7%	67.2%	68.8%	69.6%	68.8%	68.7%
1 違法有害情報リスク		70.5%	68.9%	70.3%	70.5%	70.0%	69.7%
1a. 違法情報リスク	著作権、肖像権、出会い系サイト等	72.9%	71.8%	73.8%	73.6%	73.0%	73.4%
1b. 有害情報リスク	不適切投稿、炎上、閲覧制限等	68.2%	65.9%	66.8%	67.4%	67.0%	66.0%
2 不適正利用リスク		72.6%	69.3%	70.9%	71.6%	71.0%	70.9%
2a. 不適切接触リスク	匿名SNS、迷惑メール、SNSいじめ等	78.3%	75.8%	77.0%	77.1%	77.0%	76.6%
2b. 不適正取引リスク	フィッシング、ネット上の売買等	57.1%	54.6%	56.4%	57.5%	56.3%	57.3%
2c. 不適切利用リスク	過大消費、依存、歩きスマホ、マナー等	82.4%	77.5%	79.4%	80.2%	79.8%	78.9%
3 プライバシー・セキュリティリスク		64.6%	62.6%	63.9%	65.6%	64.1%	64.4%
3a. プライバシーリスク	プライバシー、個人情報の流出等	63.9%	60.8%	62.3%	63.9%	62.6%	62.0%
3b. セキュリティリスク	ID・パスワード、ウイルス対策等	65.3%	64.3%	65.6%	67.4%	65.6%	66.8%

4

図 7 2019年度ILASの結果(経年比較)

Ⅲ. 情報モラルと情報セキュリティ

1. 情報モラル (information ethics)

情報モラルとは、人が情報を扱う上で求められる道徳、特に、情報機器や通信ネットワークを通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し責任ある行動ができるようになるために身に付けるべき基本的な態度や考え方のことである。

デジタル化された情報の発信や公開、利用にあたり必要となる基礎的な知識や規範の体系で、他者への加害や権利侵害を行わないよう行動に責任を持ち、また、自己や周囲が危険に巻き込まれるのを避けるために必要となる。

まず、コンピュータやスマートフォンなどの情報機器やインターネットやネットサービスの特性（特に、現実の日常生活との違い）、および、情報発信に関する法制度（著作権や名誉毀損など）の基礎知識が土台となる。

その上で、具体的な行動規範として、発信する情報に責任を持つ、他者の権利や尊厳を尊重する、自らや周囲の個人情報やプライバシーをみだりに公開したり教えたりしない、ネットでしか繋がりのない相手を簡単に信用しない、といった内容が含まれる。大人が社会人の基礎的な素養として身につけるべきであることはもちろん、子どものうちから発達段階に応じて教育すべきであるとされ、学校でも情報教育の一環として 2008 年改定の学習指導要領から情報モラル教育が明確に定義されている。

2. 情報セキュリティ (information security)

情報セキュリティとは、情報を詐欺や改竄などから保護しつつ、必要に応じて利用可能な状態を維持することを指す。そのために講じる措置や対策などを指すこともある。

一般には情報の機密性 (confidentiality)、完全性 (integrity)、可用性 (availability) を維持することと理解され、この三要素を情報セキュリティの構成要件としている。

情報の機密性とは正当な権限を持った者だけが情報に触れることができる状態を、完全性とは情報の改竄や欠落がなく正確さを保っている状態を、可用性とは必要なときに情報に触れることができる状態を、それぞれ表す。

また、これに加えて真正性 (authenticity) や責任追跡性 (accountability)、信頼性 (reliability)、否認防止 (non-repudiation) などの要素を情報セキュリティの要件の一部とする場合もある。

3. 情報モラル教育とは

情報社会では、一人一人が情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度が大切である。誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになるこれからの情報社会では、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくない。このような情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度が必要となってきた。そこで、学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中

で身につけさせることとしている。

具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容となっている。これらの内容は、情報社会の進展に伴って変化することが考えられ、今後も柔軟かつ適切に対応することが必要である。また、普及の著しい携帯電話をはじめとする携帯情報通信端末のさまざまな問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身につけさせる指導を適切に行う必要がある。

IV. デジタルネイティブ

1. デジタルネイティブとは

デジタルネイティブとは、子どもの頃や学生時代からネットやパソコンのある環境で育った世代のことを指す。

日本では、1980 年前後生まれ以降の世代が該当するとされていて、1976 年前後、1986 年前後、1996 年前後生まれと 3 区分する主張もある。また、子どもから学生時代にかけて携帯電話やインターネット、ホームページなどに親しんで来た世代を「デジタルネイティブ第 1 世代」、Twitter や Facebook などの SNS、You Tube などの動画共有サイトなどを使いこなす世代を「デジタルネイティブ第 2 世代」とする主張も見られる。

現代のように生まれた時からデジタル環境に囲まれて生きてきた人たちには、共通した特徴が見られるものまた事実で、今後ますます IT 化する社会において、デジタルに強いことは大きなアドバンテージとなる。

2. デジタルネイティブの特徴

デジタルネイティブの特徴としては、まず生まれた時からインターネットなどのデジタル環境に親しんでいる点が挙げられる。そのため、言葉の意味を調べる際には辞書ではなくインターネット検索をかけるなど、インターネットを介してあらゆる情報を取り入れようとする傾向がある。

ネットは国内だけでなく海外からの情報も容易に手に入り、紙媒体に比べて鮮度の高いものがスピーディーに出回るため、幅広い知識を身につけることが可能である。しかし、情報の真偽を見抜く力や吟味する能力が足りないと、間違った情報に踊らされてしまう危険性もある。とはいえ、新聞やテレビなどのメディアでも同様であるから、大きなネガティブ要素であると断じることはできない。

また、リーガル・イリーガル問わず動画共有サイトやネット上の記事など、コンテンツや情報を無料であると考える人が多いことも特徴として挙げられる。

ほかにも、情報をテキストベースよりも動画ベースで取得する人が多いことや、リアルとネット上での出会いを区別する人が少ないといった傾向が挙げられる。加えて、パソコンやスマホへの依存度が高い。

ネット上でもさまざまな言及がされており、対面でのコミュニケーションが苦手だったり、まずは検索してしまうので、自分の頭で考える能力が足りないだったり、ネガティブな指摘も多く見られる。

3. デジタルネイティブ世代に必要な素養

デジタルネイティブ世代に必要な素養は、ネットリテラシーや問題点を知ることである。デジタルネイティブ世代はネットを介して実にさまざまな情報に触れている。そのため、ネットリテラシーが高くないと、間違った情報に踊らされてしまったり、悪意のある第三者によってトラブルに巻き込まれたりしてしまう可能性も考えられる。

ネットリテラシーとは「ネット上での情報の取り扱い方を理解・整理し、活用する能力」のことで、ネットマナーのようにモラル的な使われ方もする。また画像や映像などから情報を読み取って分析したり、自分が見ている情報がもたらされた目的や経緯などを見抜く力もネットリテラシーだといえる。インターネットに触れる機会の多いデジタルネイティブ世代には、ネットリテラシーが何よりも重要である。

また、デジタルネイティブ世代はネット上での通販や課金といった決済に積極的な傾向がある。ネットでの決済にはログイン ID やパスワード、さらにクレジットカード番号などの個人情報が必要であり、それらを適切に管理できなければならない。

4. デジタルネイティブ世代の問題点

ネットリテラシーの低さがもたらす弊害のほかにも、デジタルネイティブ世代に見られる問題点はいくつかあり、「小さい頃からデジタル環境に囲まれて生活している」だけでは、デジタルを「使いこなせている」ことにはならず、毎年、新入社員が入社する季節に「今年の新入社員はパソコンが使えない」と SNS に投稿があり、それなりに反響があるのはもはや風物詩といえる。

デジタルはあくまで目的のための道具で、使いこなせなければ意味がない。これは情報も同じで、受動的に与えられたものだけを見たり、自分が「欲しい答え」を探したりするだけでは正しい情報を手に入れることは不可能である。

V. 研究方法

1. アンケート（前期 2020.6 実施）

（1）対象者及び方法

生活文化学科 食物栄養専攻	1 年（2020 年入学）	33 名	
生活文化学科 生活文化専攻	1 年（2020 年入学）	32 名	
幼児教育学科第 1 部	2 年（2019 年入学）	80 名	
幼児教育学科第 3 部	3 年（2018 年入学）	101 名	計 246 名

OA 演習 I 第 4 回「情報モラルとセキュリティ①」（2020 年 6 月 8 日～12 日）で、Teams により課題を投稿した（図 8）。情報モラル（17 問）、情報セキュリティ（15 問）を Forms で回答し、情報モラル、情報セキュリティに関する調べ学習を課題とした。図 9 は、情報モラル Forms 画面である。学生は、Yes、No をチェックし、送信をすることで回答できる。

生活文化学科 生活文化専攻 1年
担当：小川 美樹

OA 演習 I <4> 情報モラルとセキュリティ①

1. 情報モラル （17 題）
2. 情報セキュリティ （15 題）
3. 調べてみましょう！
 - 1) 情報モラル
 - ① 著作権・肖像権・パブリシティ権
 - ② 個人情報
 - ③ SNS のマナー
 - 2) 情報セキュリティ
 - ① セキュリティ対策
 - ② フィッシング詐欺

課題

1. 2. Forms で回答をしてください。
3. メールに直接、あるいは Word で作成し、メールに添付して提出してください。
手書きしていただいたものを答えて、メールに添付も可です。

提出 6/12

<イメージ>

- 1) ①著作権とは、小説、音楽、美術、アニメなどの作品は、それを作った人がそれぞれ自分の考えや気持ちを作品として表現したものです。そして、この表現されたものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」、法律によって著作者に与えられる権利を「著作権」と言います。
<http://kids.cric.or.jp/intro01.html>

図 8 OA 演習 I 第 4 回課題



OA演習 I ④- 1

<情報モラルとセキュリティ>

(1) ①情報モラル 17問あります。チェックしてください。
引用：情報モラル&情報セキュリティ FOM出版

ogawa@abc.ai-bunkyo.ac.jp さん。このフォームを送信すると、所有者にあなたの名前とメールアドレスが表示されます。

1. ブログなどのソーシャルメディアに友人の写真を公開するときには、友人の許可をもらっている。
(1 点)
☐ Yes
☐ No
2. ブログなどのソーシャルメディアに、インターネットで見つけた画像やイラストを無断で公開していない。
(1 点)
☐ Yes
☐ No

図 9 情報モラル Forms 画面

OA 演習 I 第 5 回「情報モラルとセキュリティ②」(2020 年 6 月 15 日～20 日) で、Teams により下記の課題を投稿した(図 10)。

IPA 独立行政法人情報処理推進機構の情報モラルセキュリティのコンテンツから「SNS の心得」「スマートフォンのセキュリティ」の2つの動画を視聴し、情報モラルやセキュリティに関するニュースや事件を調べ、自分の意見や感想をまとめることを課題とした。

幼児教育学科 第1部 2年ABC
担当：小川 美樹

OA 演習Ⅰ <5> 情報モラルとセキュリティ②

1. 2つの動画を見ましょう。

①SNS の心得
「あなたの書き込みは世界中から見られているー適切なSNS 利用の心得ー」 約 11 分
<https://youtube.tvZSuGkmnGQ>

インターネットは誰もが広く世界中に情報発信できる反面、いたずら写真や悪口の書き込みなどで他人や自分を傷つける道具にもなりかねません。モラルを守り、世界中が見ていることを意識して、SNS を利用しましょう。

パテシエールを目指してアルバイト中の女子高生英子。つい軽い気持ちで SNS に投稿した写真が災いしてネットは炎上、店にもクレームが殺到…。SNS を安全に利用する心得について学びます。

②スマートフォンのセキュリティ
「デモで知る！スマートフォン乗っ取りの脅威と対策」 約 6 分
<https://youtube.be/7erVwpc8IOO>

不正アプリによるスマートフォンの乗っ取りについて、攻撃者役と被害者役の二人による実機デモを通じてその手口や脅威と被害に遭わないための対策を説明します。

2. 調べてみましょう！
情報モラルやセキュリティに関連したニュースや事件を調べてください。

課題

1. 2つの動画を観てください。
2. ①情報モラルやセキュリティに関するニュースや事件を調べてください。
②情報モラルについて、自分の意見・感想を書いてください。

メールに直接、あるいは Word で作成し、メールに添付して提出してください。
手書きしていただいたものを写メして、メールに添付も可です。

提出 2B 6/15、2A 6/16、2C 6/17

検索キーワード例
情報モラル、セキュリティ、情報漏えい、SNS ニュース、事件、ネット炎上 事例
誹謗中傷、パッカー、ネチケット・・・

<イメージ>
① 「死ぬまで許して」の一方で6年間謝罪なしの学生も、店つぶした“パッカー”のその後 2019/2/20
<https://www.jprime.jp/articles/14508>

② まとめてください。(意見や感想、対策など)

図 10 OA 演習 第5回 課題

2. アンケート（後期 2020.12 実施）

（1）対象者及び方法

生活文化学科 食物栄養専攻	1 年（2020 年入学）	41 名	
生活文化学科 生活文化専攻	1 年（2020 年入学）	33 名	
幼児教育学科第1部	2 年（2019 年入学）	79 名	
幼児教育学科第3部	3 年（2018 年入学）	98 名	計 251 名

OA 演習Ⅱ「情報モラルと情報セキュリティ」（2020 年 12 月）で、前期（2020 年 6 月）に実施した情報モラル、情報セキュリティのアンケートの中から、ポイントの低かった項目として、情報モラル（3 項目） ①引用のルール、②メールのルール To、Cc、Bcc の違

い、③災害時のソーシャルメディアの活用、情報セキュリティ（6項目）、①セキュリティソフト、②ウィルス定義ファイル、③ウィルスに感染した場合の対処法、④パスワードの管理方法、⑤迷惑メールの対策、⑥フィッシング詐欺について（表1、表2の太字の項目）を再度、調べ学習の課題として行う。（2020年12月）（図11）

学籍番号 _____ 氏名 _____

OA演習Ⅱ 情報モラルとセキュリティ 調べ学習

情報モラルとセキュリティについて、前期にアンケートを回らせていただきました。みなさんに答っていただいたことを基に調査テーマを決定いたしました。インターネットで調べた場合は、サイト名を記入してください。

調べた項目は、表1、表2の太字の項目について調べてください。

提出期限 3A・3C 12/14（月） 3B 12/15（火）
※必ず期限内までに提出すること。

1. 情報モラル （3問）
①情報のルールについて調べてください。

②メールのルール To, Cc, Bccの使い分けについて調べてください。

③災害時のソーシャルメディアの活用について調べてください。

2. 情報セキュリティ （6問）
①セキュリティソフトについて調べてください。

②ウィルス定義ファイルについて調べてください。

③ウィルスに感染した場合の対処法について調べてください。

④パスワードの管理方法について調べてください。

⑤迷惑メールの対策について調べてください。

⑥フィッシング詐欺について調べてください。

図 11 OA 演習Ⅱ 課題

課題提出後、前期と同じように、情報モラル（17問）、情報セキュリティ（15問）をFormsで回答させた。

VI. 結果

1－1. 情報モラル（前期 2020.6 実施）

情報モラルの結果を表1にまとめ、理解を深めてほしい項目について、太字とした。数字は％表示とした。Yesの平均値は、14.9/17である。（88％）

ただし、No. 12の「自分の趣味や関心のあることをまとめて、ブログなどのソーシャルメディアで情報発信している」という項目は、実際にブログなどのソーシャルメディアで情報発信しているかどうかの割合となっている。

表 1 情報モラル (2020.6 実施)

(%)

	項 目	Yes	No	未回答
1	ブログなどのソーシャルメディアに友人の写真を公開する ときには、友人の許可をもらっている。	93.9	5.7	0.4
2	ブログなどのソーシャルメディアに、インターネットで見つ けた画像やイラストを無断で公開していない。	95.5	4.0	0.4
3	レポートや論文などを、インターネットからコピーで安易に すませていない	98.0	1.6	0.4
④	レポートや論文作成において、引用は最低限にして、出典を 明記している	86.2	13.0	0.8
5	購入した CD や DVD を、友人に頼まれたからといって、コピー を作成して渡したりしていない。	99.2	0.4	0.4
6	TV 番組を動画サイトに投稿していない。	98.8	0.0	0.8
7	インターネットやオンラインゲームなどを楽しむ場合、適切 な時間の範囲内にすることを心がけている。	85.8	13.4	0.8
8	先生や先輩にメールを送るときは、カジュアルでない書き方 を実践できている。	96.0	3.6	0.4
⑨	お互いの面識のない複数の人に一齐にメールを送信する ときには、BCC を使っている。	69.2	30.0	0.4
10	ブログなどのソーシャルメディアで匿名のコメントをする とき、ほかの匿名のコメントの雰囲気に影響されて刺激的な コメントを残したりしていない。	98.8	0.4	0.8
11	インターネットで情報を入手し、ほかの人に伝える前に「そ の情報が正しいのか」を確認するようにしている。	91.5	8.1	0.4
12	自分の趣味や関心のあることをまとめて、ブログなどのソー シャルメディアで情報発信している。	38.1	61.1	0.4
⑬	災害時にソーシャルメディアがどう使えるのか、使い方をチ ェックしたことがある。	39.3	59.9	0.4
14	ブログなどのソーシャルメディアに記事を書く前に「その内 容は他人を不愉快にさせる内容でないか」を考えるようにし ている。	98.4	0.8	0.8
15	バイト先や学校で悪ふざけをしたり、また、そのような内容 の記事や画像をブログなどのソーシャルメディアに投稿し たりしないように気を付けている。	99.6	0.0	0.4
16	友人とのメッセージのやり取りについて、すぐに返信がなく ても焦らず、相手のペースを考慮してコミュニケーションを 楽しむようにしている。	99.2	0.4	0.4

17	モバイルカメラで講義の様子を録画したり板書を写したりするときは、講師に許可を得ている。	93.5	6.1	0.4
----	---	------	-----	-----

1－2. 情報セキュリティ（前期 2020.6 実施）

情報セキュリティの結果を表2にまとめ、理解を深めてほしい項目について、太字とした。数字は％表示とした。平均値は11.7/15である。（78％）

表 2 情報セキュリティ（2020.6 実施）

(％)				
	項 目	Yes	No	未回答
1	初めて利用するネットショップやWebのサービスでは、利用規約やプライバシーポリシーを確認している。	89.1	10.1	0.4
2	画像をインターネットに投稿するときは、そこから自分や友人の個人情報が判別されないか確認している。	95.1	4.0	0.4
③	セキュリティソフトをインストールしている。	66.0	33.2	0.4
4	定期的にOSのアップデートをしている。	87.9	11.3	0.4
⑤	定期的にウイルス定義ファイルを更新している。	56.7	42.1	0.4
⑥	ウイルスに感染した場合の対処方法を理解し、実践できる。	40.1	58.7	0.4
7	パスワードを付箋に書いてパソコンに貼るなど、人目につくところに記載していない。	98.8	0.4	0.4
⑧	パスワードをわかりにくいものにして、定期的に変更している。	55.5	43.7	0.4
9	ネットからの攻撃は、特定の企業や人物をターゲットとしてしかけられることがあることを理解している。	90.3	8.9	0.4
10	ネットショッピングやネットオークションで、どんなトラブルが起こり得るかを知っている。	88.7	10.5	0.4
⑪	迷惑メール対策を行っている。	76.5	22.3	0.4
⑫	フィッシング詐欺とは何かを知り、その判別方法を知っている。	60.3	38.9	0.4
13	信頼できる相手とのコミュニケーションにおいても必要以上に気を許さず、公開してほしくない情報は提供しないなど、適切な対応をしている。	94.3	4.0	1.2
14	スマートフォンや携帯電話をもし紛失したら、どういう対応を取ったらよいか知っている。	78.1	21.1	0.4
15	公衆無線LANの危険性を理解し、適切に利用している。	80.6	18.2	0.8

2－1. 情報モラル（後期 2020.12 実施）

情報モラルの結果を表3にまとめ、調べ学習とした項目を太字とした。数字は％表示とし、Yesのポイントを前期と比較して表示プラスのポイントを記載した。Yesの平均値

は、15.9/17 (94%) となり、全体として、1.1 ポイント (6%) 増えた。

表 3 情報モラル (2020.12 実施)

(%)				
	項 目	前期 Yes	後期 Yes	増減 (+ -)
1	ブログなどのソーシャルメディアに友人の写真を公開する ときには、友人の許可をもらっている。	93.9	97.6	3.7
2	ブログなどのソーシャルメディアに、インターネットで見 つけた画像やイラストを無断で公開していない。	95.5	95.2	-0.3
3	レポートや論文などを、インターネットからコピペで安易 にすませている。	98.0	96.8	-1.2
④	レポートや論文作成において、引用は最低限にして、出典 を明記している	86.2	93.6	7.4
5	購入した CD や DVD を、友人に頼まれたからといって、コピ ーを作成して渡したりしていない。	99.2	98.8	-0.4
6	TV 番組を動画サイトに投稿していない。	98.8	99.6	0.8
7	インターネットやオンラインゲームなどを楽しむ場合、適 切な時間の範囲内にすることを心がけている。	85.8	93.2	7.4
8	先生や先輩にメールを送るときは、カジュアルでない書き 方を実践できている。	96.0	98.4	2.5
⑨	お互いの面識のない複数の人に一斉にメールを送信する ときには、BCC を使っている。	69.2	89.6	20.4
10	ブログなどのソーシャルメディアで匿名のコメントをする とき、ほかの匿名のコメントの雰囲気の影響されて刺激的 なコメントを残したりしていない。	98.8	100.0	1.2
11	インターネットで情報を入手し、ほかの人に伝える前に「そ の情報が正しいのか」を確認するようにしている。	91.5	96.8	5.3
12	自分の趣味や関心のあることをまとめて、ブログなどのソ ーシャルメディアで情報発信している。	38.1	51.8	13.7
⑬	災害時にソーシャルメディアがどう使えるのか、使い方を チェックしたことがある。	39.3	86.1	46.8
14	ブログなどのソーシャルメディアに記事を書く前に「その 内容は他人を不愉快にさせる内容でないか」を考えるよう にしている。	98.4	100.0	1.6
15	バイト先や学校で悪ふざけをしたり、また、そのような内 容の記事や画像をブログなどのソーシャルメディアに投稿 したりしないように気を付けている。	99.6	100.0	0.4

16	友人とのメッセージのやり取りについて、すぐに返信がなくても焦らず、相手のペースを考慮してコミュニケーションを楽しむようにしている。	99.2	99.2	0.0
17	モバイルカメラで講義の様子を録画したり板書を写したりするときは、講師に許可を得ている。	93.5	98.4	4.9

2－2. 情報セキュリティ（後期 2020.12 実施）

情報セキュリティの結果を表4にまとめ、理解を深めてほしい項目について、太字とした。Yes のポイントを前期と比較して表示プラスのポイントを記載した。Yes の平均値は、13.4/15（89％）となり、全体として、1.7 ポイント（12％）増えた。

表 4 情報セキュリティ（2020.12 実施）

		(%)		
	項 目	前期 Yes	後期 Yes	増減 (+ -)
1	初めて利用するネットショップや Web のサービスでは、利用規約やプライバシーポリシーを確認している。	89.1	93.6	4.6
2	画像をインターネットに投稿するときは、そこから自分や友人の個人情報が判別されないか確認している。	95.1	96.8	1.7
③	セキュリティソフトをインストールしている。	66.0	80.9	14.9
4	定期的に OS のアップデートをしている。	87.9	94.8	7.0
⑤	定期的にウイルス定義ファイルを更新している。	56.7	77.7	21.0
⑥	ウイルスに感染した場合の対処方法を理解し、実践できる。	40.1	78.1	38.0
7	パスワードを付箋に書いてパソコンに貼るなど、人目につくところに記載していない。	98.8	99.6	0.8
⑧	パスワードをわかりにくいものにして、定期的に変更している。	55.5	74.5	19.0
9	ネットからの攻撃は、特定の企業や人物をターゲットとしてしかけられることがあることを理解している。	90.3	96.0	5.7
10	ネットショッピングやネットオークションで、どんなトラブルが起り得るかを知っている。	88.7	96.0	7.4
⑪	迷惑メール対策を行っている。	76.5	86.9	10.3
⑫	フィッシング詐欺とは何かを知り、その判別方法を知っている。	60.3	90.0	29.7
13	信頼できる相手とのコミュニケーションにおいても必要以上に気を許さず、公開してほしくない情報は提供しないなど、適切な対応をしている。	94.3	98.4	4.1
14	スマートフォンや携帯電話をもし紛失したら、どういう対応を取ったらよいか知っている。	78.1	88.4	10.3

15	公衆無線 LAN の危険性を理解し、適切に利用している。	80.6	91.6	11.1
----	------------------------------	------	------	------

VII. 考察

令和元年度通信利用動向調査の結果（総務省）によると、インターネットを利用している世帯のうち、セキュリティ対策を実施している割合は、81.1%となっており、実施しているセキュリティ対策は「ウイルス対策ソフトをインストールする」、「ソフトウェアを最新のものに更新」、「端末にパスワード設定をする」となっている。

インターネット利用で不安を感じる不安は、全体では75%感じており、平成元年年代別では、12～19歳49.0%、20～29歳67.6%である。年代が上がるにつれ、不安に感じる割合が多い。「個人情報やインターネット利用利益の漏えい」、「コンピュータウイルスへの感染」が多い。

利用目的は、「メールの送受信」、「ソーシャルネットワーキングサービスの利用」、「情報検索」となっている。

本研究の調査結果により、「情報モラル」に関しては、大学生として、「レポートや論文などを、インターネットからコピペで安易にすませていない」が98.0%から96.8%に下がったことが気になるが「レポートや論文作成において、引用は最低限にして、出典を明記している」は86.2%から93.6%に上がり、引用のルールなども身につけることができたのではないかと考える。

メールのルールでは、To, Cc, Bcc の区別を理解し、「お互いの面識のない複数の人に一斉にメールを送信するときには、BCC を使っている」が、69.2%から89.6%に増えた。また、災害時の対応として「災害時にソーシャルメディアがどう使えるのか、使い方をチェックしたことがある」どんな対応をすればよいかを調べることで、39.3%から86.1%に増えた。

「情報セキュリティ」に関しては、「セキュリティソフトをインストールしている」が、66.0%から80.9%に増えた。また、「定期的にOSのアップデートをしている」が、87.9%から94.8%、「定期的にウイルス定義ファイルを更新している」が、56.7%から77.7%、パスワードをわかりにくいものにして、定期的に変更している」が55.5%から74.5%、「ウイルスに感染した場合の対処方法を理解し、実践できる」が40.1%から78.1%にそれぞれ増加した。また、パスワードの管理に対しても「パスワードをわかりにくいものにして、定期的に変更している」が、55.5%から74.5%に増えた。

「迷惑メール対策を行っている」が、76.5%から86.9%に増え、以前は、迷惑メールが届いても開かなければいいという程度であったものが、設定などで対策をするようになったようだ。フィッシング詐欺についても調べることで、「フィッシング詐欺とは何かを知り、その判別方法を知っている」は、60.3%から90.0%に増えた。

実際に調べることで、知識を身につけ、対処方法なども知ることができたのではないかと考える。

学生は、デジタルネイティブ世代であり、生まれた時からインターネットなどの環境に親しんでいる。何かを調べる際には、すぐにインターネット検索をし、インターネットを介して情報を取り入れようとする。「情報モラル」「情報セキュリティ」について学生の意識の中に定着すれば、より強みになると考える。

VIII. まとめ

本研究において明らかとなった、デジタルネイティブ世代である大学生の情報モラル・情報セキュリティに関する理解度を比較すると、情報モラルに比べ、情報セキュリティに関する知識やスキルは低い傾向があり、それぞれの項目の理解度をみても、理解度にも差があることも示された。

まず、情報モラルが情報セキュリティよりも理解度が高い要因は、スマートフォンなどで、コミュニケーションツールである LINE などを利用している学生が多く、情報機器を利用するマナーが自然に身につけている部分が大きいのではないかと推測される。しかし、その一方で、災害時のソーシャルメディアの利用についてや、メールのルールについての理解は今一つであった。これは、日ごろの防災意識の高さの問題や上記のように、LINE などのアプリでコミュニケーションをとる傾向が高いことが推測されるため、メールを面識のない複数の人に送信する機会があまりないのではないかと考えたことも考えられる。

また、情報セキュリティに関しても、本調査によって、パスワードの管理や相手への情報公開についての危機管理意識は高いことが示されたものの、ウイルス感染した場合の対処法やパスワードを定期的に変更する等といった情報へアクセスする際のリスク管理能力はとくに低く、各項目の理解度に差がみられた。

しかし、前期 1 回、調べ学習後に後期 1 回と計 2 回、同じ内容のアンケート調査を実施した結果、一部、1 回目のアンケートよりも理解度の低下がみられた項目もあったが、全体的に情報モラル・情報セキュリティに関して理解度が増した傾向がみられた。そのため、今後は、情報モラル・情報セキュリティの知識とスキルが学生の意識の中に定着するよう、学習する機会を定期的に設ける必要があることが示唆された。

引用文献

- 1) 改訂版 情報モラル&情報セキュリティ FOM 出版
- 2) IT 用語辞典 e-Words <https://e-words.jp/>
- 3) 第 5 章 情報モラル教育（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm
- 4) 情報モラル教育について 青少年タスクフォース 令和元年 12 月 23 日 文部科学省
https://www.soumu.go.jp/main_content/000662206.pdf
- 5) デジタルネイティブ世代と呼ばれる大学生を対象とした情報モラル教育に関する一考察
高橋俊史 東北福祉大学研究紀要 第 44 巻 P. 79-96
- 6) 総務省 令和元年版情報通信白書
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r01/pdf/index.html>
- 7) 総務省 平成 30 年版情報通信白書
第 4 章 ICT によるインクルージョン促進 第 2 節 ICT による「つながり」の現状
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd142110.html>
- 8) 2019 年度青少年のインターネットリテラシー指標等に係る調査結果
－ ILAS (Internet Literacy Assessment indicator for Students) － (総務省総合通

信基盤局)

https://akita-koupren.com/pta-cms/assets/uploads/2020/09/2020-09-01_02.pdf

9) IPA 情報処理推進機構 情報セキュリティ

<https://www.ipa.go.jp/security/index.html>

10) PC とスマホの入力スキルについて 学生の現状・アンケートから 水谷久康・小川美樹
2020 紀要

原著論文

保育者の食物アレルギーに関する危機対応の学びと意識
—保育士等キャリアアップ研修におけるルーブリックのデータ分析—

田村 佳世*

Caregivers' Attitudes toward the Responses to the Food Allergies and Their
Learning
—On the Basis of the Analysis of Their Rubrics for Assessment in Job Training—

Kayo Tamura

Abstract

This study sought to clarify the awareness and challenges among caregivers who participated in the job training, which was aimed at fostering proper responses to the food allergies. We applied their rubric-based evaluations in the fields of dietary education and the response to food allergies to this study. In the categories of “countermeasures for food allergy in nursery school” and “ability to deal with Epinephrine during the response to anaphylactic shock in children with a food allergy”, the participants’ evaluation indexes turned out to be level 4(high) and level 3(above average). Moreover, we analyzed their additional comments regarding “degree of satisfaction of the training” and “further information they need” in order to make this job training more effective.

要旨

本研究では、「保育士等キャリアアップ研修」食育・アレルギー対応分野の「アレルギー対応ガイドライン講座」受講者のルーブリック結果を用いて、食物アレルギー対応の研修に関する保育者の意識、課題を明らかにすることを目的とした。その結果、「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解」と「アナフィラキシーショックに対するエピペン[®]使用の理解と実践的対応力の習得」の項目に関して、評価指標3、4の結果であったことが明らかとなった。さらに、自由記述による「研修の満足度」、「さらに学びたい内容についての保育者の意識」について分析し、今後の研修の在り方について検討した。

Keyword : the job training for caregivers, the response to food allergies, rubrics for assessment

キーワード : 保育士等キャリアアップ研修 食物アレルギー対応 ルーブリック評価

* 愛知文教女子短期大学

I. 問題と目的

学校給食における食物アレルギー対応は、平成 20 年公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン¹⁾」に基づき行うこととされている。しかし平成 24 年 12 月、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生した。そこで、文部科学省ではこうした事故を二度と起こさないよう、平成 25 年 5 月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、再発防止のための検討を進め、平成 26 年 3 月に最終報告を取りまとめた。最終報告には、ガイドラインに基づく対応の徹底、教職員に対する研修の充実、緊急時におけるアドレナリン自己注射薬（以下エピペン[®]）の活用、関係機関との連携体制の構築と、これら具体的な対応のための方針の策定など、学校における食物アレルギー対応について、国、教育委員会、学校など関係する各機関がそれぞれ主体的に取り組むべき事項が記されている²⁾。

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることである。そのためにも安全性を最優先し、栄養教諭や養護教諭、食物アレルギーの児童生徒を受け持つ担任のみならず、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員、調理場及び教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠である、と「学校給食における食物アレルギー対応指針³⁾」において文部科学省スポーツ・青少年局長久保公人は述べている。

就学前の子どもたちが生活する保育施設でも、食物アレルギー対応を必要とする子どもは年々増加している。保育所と小学校での食物アレルギーの有病率を比較すると、保育所が 4.9%、小学校が 2.6%と保育所就学前の乳幼児の方が食物アレルギーの有病率が高いことが示されている⁴⁾。近年では、小児用のエピペン[®]も開発されて、エピペン[®]を処方された子どもが、保育所へエピペン[®]を持って通園していることも珍しくない。

このような現状において、保育所では学校と同様に保育所に通う全ての子どもが給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることが保育所保育指針においても求められている⁵⁾。しかし、自らの危険を自分で予測し、回避する能力が未熟で、発達の異なる幼い子どもたちが生活する保育所において、子どもの安全を守ることは容易なことではない。

保育者の安全管理、危機管理意識において田村ら⁶⁾の研究では、過去に死亡事故につながった事例のある保育活動、場面では、保育者は危険を高く評価し、すぐに止めさせたい活動であると判断する傾向があるという。食物アレルギー対応においても、一歩間違えば命に関わる対応である。そのため、保育者の責任は大きい。そもそも保育とは、子どもたちの豊かな経験、主体的な活動をとおして教育することであり、保育者はそのための環境を整えることが仕事である。一方で、安全、安心な環境を整えることも重要な責務である。そのため給食においても、楽しく食事の時間を過ごし、かつ安全な環境を整えることは必須であり、食物アレルギー対応に関する事故防止としての安全管理、また事故対応の危機管理に関する知識と実践力は、保育士としての

資質、専門性の一つともいえる。

また、近年保育に求められる専門性、責務は多様かつ重責である。子どもの命を守ることはもちろん、小学校への接続、外国籍の子ども、障がいを持つ子どもなど特別な配慮、支援を必要とする子どもや保護者への子育て支援など、多様な保育、子育てニーズに応えることが求められる。そこで、保育士等の資質向上、研修機会の確保のためのキャリアパスを見据えた研修制度の一環として平成29年4月から保育士等の保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修「保育士等キャリアアップ研修」が都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関によって実施されている。この研修では、近年急増した主に0歳から3歳未満児向けの保育内容「乳児保育」、そして主に3歳以上児向けの保育内容「幼児教育」、「障害児保育」、「保護者支援・子育て支援」などがあり、その講座の一つに「食育・アレルギー対応」分野がある。この「食育・アレルギー対応」分野の中に、保育における食物アレルギー対応の危機管理研修としての「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解及びアドレナリン自己注射（エピペン[®]）の使用法」についての理解と対応講座がある。

保育者は常に、保育の安全と安心を念頭に置いて保育を計画しているのだが、実際に事故を経験する、という経験を重ねることによって安全管理、危機管理能力を身につけることはできない。また安全管理に関する保育知識や実践力は、保育者としての経験年数だけでなく、危機対応の経験の有無、個人の価値観などによっても異なってくる⁷⁾。さらに、医学の進歩によって食物アレルギーに関する理解や診断等も日々変化しているため、保育所における食物アレルギー対応は、保育の知識や経験の蓄積のみでは十分な資質能力、専門性があるとは言えない。実際に保育現場では、ガイドライン、組織体制の充実は進むものの、食物アレルギー対応に関する誤食、誤配事故やヒヤリハット事例はなかなかなくなる⁸⁾。

このような実態を鑑みると、食物アレルギー対応に関する研修内容が、保育現場における課題や保育者の悩みに対応しきれているのか、現状の研修で十分な知識、実践力が身につくのか、また研修後にどのようなフォロー体制が必要なのかなど、保育の安全と安心を保障するためにも、今一度保育者の食物アレルギー対応に関する研修内容及びフォロー体制を、保育者の意識、立場から検討する必要があると考える。

そこで、本研究では、「保育士等キャリアアップ研修」の食育・アレルギー対応分野の保育所におけるアレルギー対応ガイドライン講座の受講者に、研修による学びの理解度、満足度に関するループリックを用いた質問紙調査から、食物アレルギー対応の研修に関する保育者の意識、課題を明らかにすることを目的とした。

II. 方法

1. 調査時期・調査対象

20XX年（参加者84名）、20XX年（参加者120名）にA会場にて実施された「保育士等キャリアアップ研修」食育・アレルギー対応分野受講者

2. 調査内容及び分析方法

ループリックによる学びの自己評価は、評価指標と評価基準によって達成水準が明確になることから、通常のテスト法では評価が困難な「思考・判断」や「関心・意欲・態度」、「技能・表現」の評価に向くとされている。そこで、厚生労働省発行の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」を基にループリックを作成した（表1）。調査内容は、作成したループリックへの記入及び研修内容の理解を問う「1. 当講座をうけて一番勉強になった内容は何ですか？」と、研修内容の満足度を問う「2. 当講座をうけてもっと知りたい、習得したいと思った内容は何ですか？」の問いについての自由記述を求めた。自由記述に関する分析では、研修内容に関する主な用語を抽出し、分析をした。

表1 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインのループリック

項目	評価基準	4	3	2	1
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解	他の保育士等に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に関する助言及び指導ができる。	テキスト等を活用しながら他の保育士等に保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに関する助言及び指導ができる。	テキスト等を利用して保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解ができる。	テキスト等を利用して保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解に自信がない。
	アナフィラキシーショックに対するエビベン使用の理解と実践的対応力の習得	他の保育士等にアナフィラキシーショックに対するエビベン使用の理解と実践的対応力に関する助言及び指導ができる。	アナフィラキシーショックに対するエビベン使用の理解ができ、実践に自信がある。	アナフィラキシーショックに対するエビベン使用の理解はできるが実践に自信がない。	テキスト等を利用してアナフィラキシーショックに対するエビベン使用の理解と実践に自信がない。

3. 倫理的配慮

A 県における保育士等キャリアアップ研修運営協議会と対象受講者に口頭及び書面にて研究の趣旨を伝え、「食物アレルギー対応の研修に対するループリック及び自由記述による調査票」を用いた質問紙調査を実施した。ループリック及び自由記述は無記名とし、提出をもって同意とした。

Ⅲ. 結果と考察

1. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解について

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン理解のループリック結果は、表2の通りであった。

保育士等キャリアアップ研修の目的が「保育現場におけるリーダー的職員の育成」ということから判断すると、ループリックの評価指標が4及び3によって、研修の目標は達成できたと考える。今回の結果では、評価指標4及び3は全体の52.6%であった。

表2 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン理解のループリック結果

評価指標	4	3	2	1	合計
n	5	97	90	2	194
%	2.6%	50.0%	46.4%	1.0%	100.0%

全体の約半数の受講者が本研修の目的に達したといえる。

また研修で学べたことに関する自由記述では、ガイドラインの理解に関する記述は全体の 12.4% であった (表 3)。

表3 研修内容に関する満足度

研修内容	ガイドライン	実践	連携	その他	合計
n	23	125	15	23	186
%	12.4%	67.2%	8.1%	12.4%	100.0%

一方、さらに学びたい内容としてガイドラインの理解に関する記述は全体の 26.6% であった (表 4)。

表4 期待する研修内容

研修内容	ガイドライン	実践	連携	保護者対応	専門性	保育方法	事例検討	合計
n	42	73	7	5	7	4	20	158
%	26.6%	46.2%	4.4%	3.2%	4.4%	2.5%	12.7%	100%

研修で学べたことに関する自由記述には、「ガイドラインに

は、アレルギー対応に必要なことがすべて書かれていることが分かった」、「ガイドラインに沿って自園でマニュアル作成をしたい」などがあり、研修によってガイドラインの概要が理解でき、園での活用につながる学びの成果が分かる。一方、さらに学びたいことに関する自由記述では、「ガイドラインをしっかりと読み込み知識を高めていきたい」、「アレルギー反応についてもっと詳しく知りたい」、「園にあるマニュアルとガイドラインの連携について理解を深めたい」などがあつた。ガイドラインの確実な理解、より専門的な知識の習得、各園の現状に合わせた研修、事例検討などについてのフォロー研修の必要性が読み取れる。「保育所における食物アレルギー対応と職種間連携に関する調査報告書⁹⁾」には 90%以上の保育者が「ガイドラインにそって運営している」と回答しているが、今回の結果からは、研修を受けることによりガイドラインに関するより専門的な学び、知識の習得の必要性を保育者等は感じていることが分かった。

2. アナフィラキシーショックに対すエピペン[®]使用の理解と実践的対応力の習得について

ループリックによるアナフィラキシーショックに対するエピペン[®]使用の理解と実践的対応力の習得の結果は表 5 の通りである。研修目標の達成とみなすことができる評価指標 4 及び 3 は全体の 61.3% であつた。約半数以上の受講者が目標を達成できたことが分かる。

また、研修で学べたことに関する自由記述では、エピペン[®]使用の実践に関する自由記述は、全体の 67.2% であつた (表 3)。さらに学

表5 アナフィラキシーショックに対するエピペン使用の理解と実践的対応力の習得のループリック結果

評価指標	4	3	2	1	合計
n	22	97	74	1	194
%	11.3%	50.0%	38.1%	0.5%	38.7%

びたい内容として実践に関する記述は全体の 46.2% であつた (表 4)。

研修で学べたことに関する自由記述では、「実際にロールプレイングを行うことで、

より注意点、改善点が明確になってよかった」、「事故が起きた時には、速やかに対応できるように全職員で共通理解することが大切であることを学べた」など実践を伴った研修を行ったことにより、アレルギー対応に関する具体的な課題や職員間の共通理解の必要性を学べたことが分かる。さらに学びたい内容に関する自由記述では、「いろいろな場面での対応の仕方」、「くり返しロールプレイングをやっていききたいと思った」など、自園の環境、職員体制などに合わせたより具体的かつ繰り返し研修する必要性、様々な研修機会への期待があることが分かった。

その他の期待する研修内容としては、保育士同士だけでなく、給食担当者、嘱託医、市役所などの関係機関などとの職種間連携の具体的な方法、保護者対応、保育者の専門性との関係、子どもへの保育的対応方法、具体的な事例検討や他園との情報の共有等の記述が見られた。

また、本研修で行ったアナフィラキシーショックに対すエピペン[®]使用の理解と実践的対応力の習得についての研修内容は、実際に受講者に担任役、アナフィラキシーショックを起こした子ども役、園長、主任、保護者、救急隊員などの役決めをしてロールプレイングを行ったものであった。ロールプレイングといっても、設定は子どもの症状が出るまでの子ども年齢、給食のメニュー等であり、決まったセリフは救急隊員の電話での応答のみで行った。そのため、後はその場で受講者の各役同士がいかに声を掛け合い、連携して適切な処置、判断を行って対応するかを経験する研修内容であった（表6）。

この研修のねらいの一つはエピペン[®]の正しい使い方である。子どもの症状や給食のメニューなどから、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを起こしているという判断ができるか、また苦しむ子どもを前にして冷静にエピペン[®]を打つことができるか、保護者や119番通報など迅速かつ適切に緊急連絡ができるかということである。

研修の中では、アナフィラキシーショックの症状の段階やエピペン[®]の使用手順について説明し、それを基に実践を行った。ロールプレイングに参加した受講者からは「頭でわかっているけど実際にやってみると手が震えた」、「周りの子どもたちのことまで気が回らなかった」、「練習で自分にエピペン[®]を打つのと、人に打つのでは感覚が全く違った」などの意見がでた。また、「救急隊員に園の住所や電話番号を聞かれてとっさに答えられなかった」、「園長先生がいないのは不安だった」など、講義で聞いていた時は、分かったつもりでいても、実際に行ってみると思うように行動できないことが経験できた研修であった。また、園の電話番号や住所など緊急時には一分一秒を争う対応に必要な情報に手間取ってしまうことは、子どもの命にもかかわってくる重大なミスになる。基本に立ち返り、職員間での情報の共有、マニュアルの再確認が必要なことも再確認できた。

また、保護者役になった受講者からは「保育者から“大したことがなくてよかった”といわれるととても不快に思った」、「説明が曖昧だと不信感につながった」といった内容もあった。また、保護者の思いにも気付ける内容にもなった。

表 6 アナフィラキシーショックに対すエピペン®使用の理解と実践的対応に関する研修方法

<事故発生状況 1>

- ・ 8 月 28 日（月） 天気晴れ 気温 36 度 湿度 70%
- ・ 対象児は 4 歳児の女兒。 乳、卵、小麦に重度のアレルギーを持ち、エピペンを処方されている。
- ・ 対象児のクラスは 4 歳児 25 名クラス。保育室は園舎の 2 階に位置する。
- ・ 嘔吐セットは部屋に常備されている。
- ・ エピペンは職員室（園舎 1 階）の医薬品棚に鍵をかけて保管され、医薬品棚の鍵は園長、主任、看護師が管理している。
- ・ 保護者の緊急連絡先は職員室に保管されている。対象児の保護者は共働きのため、普段の送迎は同居の祖母がしている。早朝、延長保育は利用していない。緊急連絡先の順番は①同居の祖母（65 歳：自宅。園まで車で 20 分） ②母（勤務先と携帯番号。園まで車で 40 分） ③父（勤務先と携帯番号。園まで車で 60 分）
- ・ 除去対応は、事前に給食の献立とその成分表を母親がチェックし、献立に×を打って除去メニューを担当に連絡し、それを基に除去を行っている。
- ・ 対象児の母親は除去メニューに代わる弁当を持たせてくれている。弁当は、登園時に祖母から担任が受け取り、名札を付けて給食担当者に渡し、給食時に温められて弁当箱ごとワゴンに乗ってくる。配膳は担任。可能な限り、他児と同じ食器に盛り付けるようにしている。

<事故発生状況 2>

ロールプレイング方法

- ・ 12：15 午睡準備を保育室で行っている。エアコンあり。
- ・ 当日の献立は牛乳、ごはん、すき焼き風煮（牛肉、しらたき、エノキ、長ネギ、人参、ごぼう、白菜、餅麩、しょうゆ、みりん、砂糖）、みかん果汁ゼリー。母親の除去チェックはなかった。代替えの弁当もなかったので、牛乳以外他児と同じものを食した。
- ・ 園長は午前中から市役所で会議のため不在。携帯電話はマナーモードになっている。
- ・ 12：20 女兒がシクシク泣き出した。
- ・ 担任は女兒が身体を掻き出し、口の周り、目の周りが赤くなっていることを確認。

＜危機対応のロールプレイング手順＞

1. 役割分担を決める。（女児、担任保育士、園長、主任、隣のクラスの保育士、フリー保育士、看護師、給食担当者、女児の祖母、女児の母、女児の父、救急隊員、クラスの子ども達兼観察者）人数等によって調整可
2. 役割担当者に名札をつけて各役割を明確にする。
3. ＜事故発生状況 1.2＞を全員で確認、準備が整ったらロールプレイングを開始
4. 進行係が伝える症状の変化等を聞いて対応等を各自考えて行動する。
5. 進行係から容態が落ち着いた指示がでたら、保護者への状況説明等を行う。
6. ロールプレイング後、全員で反省、意見交換を行う。
7. 危機対応カードを参考に 1～5 を行う
8. 意見交換・まとめ等

IV. まとめ

本研究では、保育士等キャリアアップ研修の「アレルギー対応ガイドライン講座」とおして、参加した保育士等受講者の研修の学びの成果と研修への期待内容を可視化することができた。

学びの成果としては、約半数の受講者が保育士等キャリアアップ研修の目的である「保育現場におけるリーダー的職員の育成」としての学びを得られたという自己評価結果が得られた。また、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解、アナフィラキシーショックに対すエピペン[®]使用の理解と実践的対応力の習得の研修でも半数以上の受講者が保育士等キャリアアップ研修の目的を達成できたと自己評価していた。また自由記述からは、さらにアレルギーに関する専門的な知識の取得や、各園の状況に合わせた研修内容、職員間で危機対応のロールプレイングなどを繰り返し練習、共有する必要性などの研修後の継続した学び及びフォローアップ研修がさらに求められていることが明らかとなった。

近年の保育に関する多様なニーズ、課題を抱える保育現場の資質向上、専門性の明確化を目指して保育士等キャリアアップ研修が実施されてきた。研修の各分野は今もなお深刻な課題、保育者の悩みに直結する内容ばかりである。そのため、受講者の意欲も非常に高く、研修への期待、研修後のさらなる学びへの意識が高いことも今回の研究によって明らかとなった。

今後の研修内容に関する課題としては、本研究で明らかとなった研修内容に関する期待において、ガイドラインや保育士等キャリアアップ研修ではあまり触れられていない内容に着目したい。例えば、職種間連携の方法、事故事例、食物アレルギー対応が必要な子以外への配慮、保護者対応などである。現行の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン¹⁰⁾」においても、各アレルギーの症状、処置方法などはよりわか

りやすく、専門的に示されているが、食物アレルギーに関する保護者対応、子どもへの保育的対応方法、具体的な事例検討、情報の共有の方法等、日々の保育において保育者が直面する内容においては十分に示されていないため、今後の研修内容としての課題だと考える。

また、本研究で用いたループリックによる自己評価結果では、約半数の受講者が保育士等キャリアアップ研修の目的を達成できたという結果であったが、残り半数の受講者は目的が達成できていないという結果でもある。この結果が他の研修分野の理解度、習得度と比べて高いのか、または低いのかを比べるデータはないが、現行の保育士等キャリアアップ研修では、受講者は基本的に研修を1回受講することによって、研修の各分野の受講修了者としての評価を得ることができる。つまり、今回の受講によって十分な知識、実践力を習得できなかった場合、各々の園へのリーダーシップ的役割を果たすには不十分であり、子どもの命を守る保育の質の保障としては非常に課題の残る結果ともいえる。

子どもの命を守るために保育者が行わなければならない対応とそれに伴う課題は、単に事故予防、応急処置方法だけではない。配慮が必要な子どもと他の子どもとの関係への配慮、職員間の連携においても正職員とパート職員など立場の違いによる意識の差、事故に関する保護者への説明、謝罪の方法など、うまくいけば保育者としてのやりがい、自信、信頼につながる内容であるが、うまくいかなかった場合は子どもの命に関わることはもちろん、離職の原因にもなりえる事項である。そのため、多くの保育者が常に不安と緊張感をもって日々保育をし、ストレスを感じているのが現状である。

保育所での食物アレルギー対応では、すべての子どもたちが給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることである。それは保育者も同様である。安全確保を最優先にしながら、子どもも、保育者も安全で美味しい給食を共に笑顔で食べ、元気に遊ぶことが保育の基本であり、あるべき姿である。

今後ますます保育に求められるニーズは多様化し、深刻化するであろうが、保育は子どもの輝く未来を紡ぐ場である。そのため、本研究ではこのような研修の継続と研修内容の評価を行い、より現場に求められている研修内容を実施、継続することが保育者養成校の責務であることも改めて明確となった。

引用文献

- 1) 公益財団法人日本学校保健会 (2008)『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』 1-96
- 2) 学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議 (2014)『今後の学校給食における食物アレルギー対応について最終報告』 1-17
- 3) 文部科学省 (2015)『学校給食における食物アレルギー対応指針』 1-51
- 4) 厚生労働省 (2011)『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』 1-79
- 5) 厚生労働省 (2017)『保育所保育指針』第3章健康及び安全 フレーベル館 1-39

- 6) 田村佳世・鈴木裕子（2020）「保育における安全・危険に対する保育者と保護者の判断根拠の相違－保護者対応と安全教育を焦点として－」愛知教育大学研究報告 教育科学編 69 輯 49-57
- 7) 田村佳世・名和孝弘・鈴木裕子（2015）「保育活動における保育者の安全・危険意識－職階と経験年数違いに着目をして－」人権教育研究 15 巻 17-31
- 8) 愛知文教女子短期大学（2018）「保育所における食物アレルギー対応と職種間連携に関する調査報告書」1-10
- 9) 前掲 8) 1-10
- 10) 厚生労働省（2019）『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』1-91

研究ノート

発達障害児への早期支援に関する研究 —東京都調布市への調査から—

上島 遥*

Study on Early Support of Infants with a Developmental Disorder: On the basis of survey in Chofu City in Tokyo

Haruka Kamijima

Abstract

A system to support infants with a developmental disorder currently varies from local government to local government. In this study, interview-based investigations were conducted in Chofu City, Tokyo. The city launched early childcare for infants with a developmental disorder in public nursery schools for the first time in Japan and has been making innovative efforts to support them. One of the outstanding features in the case of Chofu City lies in its flexibilities to support infants in accordance with their need. It was established under the consistent policy. On the other hand, it is faced with the caregiver shortage, which leads to the difficulty guaranteeing the quality of childcare.

要旨

現在、幼児期における発達障害児への支援体制は自治体によって異なる。本研究では、全国に先駆けて公立保育所における障害児保育を開始し、現在も障害児への早期支援において先進的な取り組みを行う自治体である東京都調布市において聞き取り調査を実施した。

調布市における発達障害児への早期支援の特徴は、行政による一貫した支援方針が基盤となり、ニーズの変化に応じた柔軟な支援内容が整えられてきた点である。一方で、現在直面している課題として、保育士不足に伴う「保育の質」の確保があった。

Keywords: a developmental disorder early support childcare local government
キーワード：発達障害児 早期支援 保育 自治体

1. 研究の背景と目的

幼稚園・保育所等における障害児の受け入れが拡大し、近年は特別な配慮を要する園児への支援へと拡がりを見せている。働く女性の増加と共に、発達障害児を育てる

* 愛知文教女子短期大学

保護者の保育ニーズが高まることが予測される。障害児保育の実践は積み重ねられているものの、障害児支援の仕組みは成人の支援制度の動きに左右された経過があり、現在幼児期における発達障害児への支援体制は自治体によって異なる。

本研究では、全国に先駆けて公立保育所における障害児保育を開始し、現在も障害児への早期支援において先進的な取り組みを行う自治体である東京都調布市への聞き取り調査を行った。自治体における発達障害児への早期支援の現状を把握し、障害児保育の実践の歴史を踏まえて分析を行うことで、発達障害児への早期支援に必要な示唆を得ることを目的とする。

2. 調査対象と方法

1) 調査対象

東京都調布市は、1972年に全国で初めて公立保育園における障害児保育を開始した自治体であり、全国的にも先駆的な障害福祉施策を実施してきた歴史がある。出生数の増加、新興住宅の建設など都市化が進み転入者が増加、人口増加が進んでいる。管内保育所数は公立12園、私立37園。障害児保育の延べ登録者数は公立園243人、私立園431人（平成28年度）である¹⁾。障害児支援の専門施設として1974年に「調布市あゆみの家」が開設。利用希望者の増加に対応するため2009年「調布市こども発達センター」として移行し、調布市における障害児への早期支援の中核を担っている。

調査対象者は①母子保健事業を担当する健康福祉部健康推進課保健師、②調布市子ども発達センター職員、③公立保育園園長、④親の会会長、⑤調布市福祉健康部長とした。

2) 調査期間 2018年7月23日～24日、12月27日

3) 方法

調布市の障害児への早期支援の仕組みと各機関の役割、保護者支援の方法、早期支援の現状及び課題などについて個別に半構造化インタビューを行い、逐語録を作成。親の会記念誌、市報などから得られた歴史的背景を踏まえて、データを分析した。

3. 調査結果

1) 母子保健事業

(1) 乳幼児健診におけるアセスメント

乳幼児健診は、全ての乳幼児の適切な成長発達を助けることを目的とし、「早期発見から相談へ、そして切れ目ない育児支援へ」をスローガンに実施している。3～4ヶ月健診、6・9ヶ月健診（医療機関委託）、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。特に発達障害の早期発見においては1歳6ヶ月児健診、3歳児健診が重要となるため、内科歯科健診に加えて保健師や心理士による個別相談、栄養士による栄養相談を保護者の希望に応じて受けることができる。

保護者は事前に問診票を記入。問診票の項目には、月齢に応じた発達課題の目安になるものを載せており、保護者に対してわが子の発達状況についての気づきを促すという側面もある。保護者からの特記事項がない場合であっても、保健師が継続的なフォ

ローが必要だと判断すれば、定期的に電話などで発達の経過を確認している。

健診後、保護者からの希望があれば個別に「こころの相談」「ことばの相談」「うんどうの相談」を紹介。こころの相談では、癇癪がある、子どもが扱いづらいといった相談内容が中心。ことばの相談では、ことばの増え具合や発音が不明瞭といった相談内容が多い。うんどうの相談では1歳半過ぎてもまだ歩いていない、身体の動きがぎこちない、手指の使い方が不器用、等の発達上の課題を抱える子どもに関する相談内容である。

（２）親子参加型の療育グループにおけるフォロー

乳幼児健診後、子どもの発達状況がはっきりしない場合や、保護者の関心が低く専門施設に繋がらない場合には、遊びを通して発育を促す親子参加型の療育グループを紹介している。療育の必要度合いによってグループ分けされ、特に「まろん」グループは発達に遅れが見られ早期療育が必要であると保健師が見立てた子どもを対象とし、遊びの場を提供すると同時に適切な保育及び早期療育の方向性を見いだすことを目的としている。1グループ8組程度の親子に対し、月2回の集団療育を全8回保健センターで実施している。心理士1名、言語聴覚士1名、保育士2名、保健師2名が対応。保護者同士のミーティングや専門職による個別面談の時間を設けるなどして、保護者のわが子の発達状況に対する認識を確認し、子ども発達センターの利用など次の支援へつなぐ働きかけを行っている。

２）調布市子ども発達センター

（１）アセスメントから事業利用へ

調布市子ども発達センターの事業内容は①通園事業、②発達支援事業、③相談事業、である。相談に至るきっかけとしては、健診後の療育グループや個別相談からの紹介が多い。次に多いのは、既に幼稚園や保育所に在籍しており園の先生から相談を勧められたケースである。

インテーク面接では、社会福祉士などの福祉職と、言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士、理学療法士などの専門職がペアで親子一組につき1時間から1時間半程度の面接を行う。保護者に対して子どもの発達の経過と現状、保護者の困り事などを聞き取り、子どもの遊びの様子を観察する。子ども発達センター利用の必要性や具体的な支援内容について説明する。

大半のケースが利用の必要性があると思われるが、保護者が不本意だと感じていれば、継続相談として一定の期間を空けて再度面接の提案をする。子どもが3歳以上で保育所等での集団生活をしている場合には、保護者は集団場面の子どもの様子を見る機会が無く発達の遅れや偏りに実感がもてない場合がある。その場合は、保護者と園の了解を得て園に訪問する。園での子どもの様子を保護者に報告し、子ども発達センター利用の可否、あるいは発達検査の実施などのアセスメントにつなげている。

（２）通園事業利用実態からみるニーズの変化

「通園事業」は児童福祉法に規定される児童発達支援事業であり、調布市社会福祉事業団が運営を委託されている。専門療育を必要とする3～5歳児を対象とし、9時半

から14時半までのプログラムを行う。週5日通園バスで送迎。個別支援計画に沿って活動し、半年毎に個別支援計画の見直しを行う。1クラス10名の4クラスで構成され、子どもの発達課題別でクラスを編成している。

定期的にクラス活動に専門職が入り、クラス担当職員にフィードバックをする。子ども一人ひとりには担当言語聴覚士が配属され、年間を通しての発達状況の把握、月1回個別指導を実施。運動療法が必要な肢体不自由児や、感覚統合訓練が必要な子どもについては、個別指導を実施。各クラス月1回音楽療法士が親子参加での音楽療法を実施している。各専門職の意見を反映した活動を展開することができ、クラス担当職員の専門性は高い。保護者向けに、各専門職による専門療育についての勉強会も実施している。

利用にあたっては児童精神科（運動障害であれば整形外科）を受診し医師からの意見をもらい、利用申請書と申し込みの書類を提出。子ども発達センターの利用決定会議を経て、事業の利用が開始される。

利用定員は40名であるが現在定員割れをしており、ここ数年は後で述べる「発達支援事業」のニーズが高まっている。子ども発達センターの前身である「あゆみ学園」時代は50人定員で利用希望者も多く、一人あたりの通所日数に制限を設けていた。次第に幼稚園・保育所との併行利用をするケースが増え、その結果50人定員の何割かは週に2日程度しか利用実態がない一方で、障害の重い子どもが通園を希望しても待機になるという事態が起きた。「あゆみ学園」から「子ども発達センター」に移行する際、障害の重い子どもたちが確実に療育を受けられる場として維持していくために、「通園事業」と「発達支援事業」に分けた経緯がある。

（3）利用者希望者が増える発達支援事業

発達支援事業には個別指導として作業療法、運動療法、言語・心理療法、がある。グループ指導は1歳児グループ、2歳児グループ、幼児グループ、午後の幼児グループ、作業活動グループ、言語・心理グループがある。利用に際して受給者証は必要とされていない。

半年ごとに利用の可否を見直しており、継続して必要であれば2期通しての利用も可能である。2歳児グループに関しては利用希望者が増加し待機するケースが増えたため、現在は1クール11回、3期制で運営。2歳児グループの子どもたちは就園を控えている時期のため、少しでも集団生活を体験させてあげたいという保護者の希望、あるいは園のプレ教室に参加したが集団に馴染めなかったことで不安になりグループに参加させたいという保護者の希望が増えている。

表. 発達支援事業の在籍児状況

年度	在籍児数	手帳有り				診断有り	診断なし
		身体	知的	知的身体	精神		
26	444	5	12	0	0	89	355
27	494	6	10	0	1	76	418
28	512	5	8	0	1	72	440

(4) アフターケアと移行時の課題

幼稚園・保育所に移行する子どもたちについては、引き続き発達支援事業を定期的に利用するケースが多いため、この段階で支援が途切れることは少ない。

一方で、就学後は支援が途切れることが多い。子ども発達センターは18歳まで相談可能である。しかし、学齢期向けの療育の実施や発達検査などは対応していないため関係機関や医療機関を紹介するに止まる。就学前に比べると、相談先や療育の場が不足している。また、学校側が知りたい情報と保護者の了解をもとに引き継ぐ情報とは必ずしも一致していないという連携の課題がある。

幼稚園・保育所、学校等への移行時には保護者に対して、子ども発達センターを利用したことを移行先に伝えることで情報共有しやすくなること、移行先での様子を子ども発達支援センター職員が知ることによって子どもが過ごしやすくなるように移行先へ助言できること、を説明し保護者の了解のもとでの情報共有を目指している。子ども発達センターを利用していたことを周囲に内緒にしておきたいという保護者もいるため、保護者の気持ちに寄り添い、保護者との信頼関係を継続させることに努めている。

3) 公立保育所

(1) 早期支援のための2つの仕組み

調布市の保育所における障害児支援の仕組みには2種類ある。

1つ目の「障害児枠」は、確定診断を受けた3歳児以上の障害児を対象としている。入園前に希望する園での体験保育を行い、保育中の子どもの様子をもとに入園検討会議で受け入れの可否が決定される。入園後は加配保育士が1対1で配置される。障害児枠で入園した子どもに対しては月2回言語聴覚士の個別指導が園で実施され、保育士に対しては心理士の資格をもつ保育士指導員がスーパーバイザーの役割を担う。また、児童精神科の医師が月1回程度巡回し、障害児枠対象児や申請予定の園児への個別面談を行っている。こうした各専門職の定期的な訪問により、専門的な視点からのアプローチが可能となっている。

2つ目の「個人加配制度」は年度途中でも申請が可能であるため、年度途中での転入や確定診断後に随時対応できる。申請には医師の診断書や療育手帳が必要である。申請後は、所属園以外の園長2名が子どもの様子を観察し、必要性が認められると1対1で加配保育士が配置される。障害児枠の在園児が少なければ、園の運用次第で専門職による個別指導を受けることも可能である。

(2) 保育現場が直面する課題

「障害児枠」「個人加配制度」の二本立ての支援の仕組みが整えられているが、保育現場が直面している課題がある。1つ目は、臨時保育士の不足である。全国的に保育士不足が社会問題となっており、調布市においても「個人加配制度」の仕組みはあるが、保育士が確保できないために適時臨時保育士を園に配属できない場合がある。その場合は各園での職員運用の工夫が求められる。

2つ目は、保育士間の連携である。加配保育士は8時半から5時までの勤務形態の臨時職員であるため、正規職員同士のように保育後の時間に情報共有をすること、会議への参加、専門職による園内研修等への参加が難しい。「障害児枠」「個人加配制度」

どちらも手厚い職員配置ように見えるが、1 クラスあたりの保育士の数が増えることにより、保育士間の意思疎通に困難さを来すことがある。また、早朝保育や延長保育の時間帯に対応するために朝夕時間帯だけの短時間パート職員を配置するが、結果的に1日を通しての支援が細切れになってしまい、十分な療育的関わりがもてず、危険の無いように見守る程度の関わりにならざるを得ないという状況がある。

4）親の会と行政の協働的取り組み

（1）調布市における障害児支援の歴史的背景

全国的には障害児が義務教育の対象ではなかった1968年、心身障害児（者）にあたたい施設を、と障害児（者）をもつ母親17人と市による話し合いがもたれた。障害のある幼児のための「あゆみ教室」から始まり、1974年には当時全国的にも珍しいとされた市独自の未就学児療育施設「あゆみ学園」が開設された。1972年には全国初の公立保育園における障害児保育制度を開始。市内保育所における障害児の受け入れが広がっていった。学校教育においては、重度の子どもが就学猶予・免除で学校に通えない時代でありながら、1969年に滝坂小に特殊学級が小一から設置された。

こうした先進的な施策の背景には、当時の本多嘉一郎市長の市政があった。1972年に「この子らに光を」のキャンペーンを実施。全国の市長に呼びかけ、厚生大臣と都知事に意見書を提出。「この子らに光を～障害児保育の記録」を発行した。本多市長は早期療育について次のように述べている。

「ひとりで歩けるように、ひとりで食事ができるように、ひとりでトイレにいけるように、まだ就学する前の幼い子どもたちが全身の力をふりしぼって訓練をしている。不自由な手足で、保母さんのところがすばるに追いつこうとがんばる子ども、動かぬ身体でタンバリンの音に振り向こうとする子ども、あまりの痛々しさに私はジーンと胸がしめつけられる思いだった。家庭でひとことも口をきかなかった三歳の子が『あゆみ学園』に来て二ヶ月、初めて『せんせい』と叫んで保母さんにすがりついたという。初めてニコリ笑った子の話も聞いた。（中略）なんとかしてもっともっと障害児のための施策を充実させたい、それにしても国の施策があまりにも貧弱なのである。」

当時、人件費約1,700万円、運営費273万円に対して、国からの補助金はゼロ。東京都からの補助金はわずか60万円ほどにすぎなかった。調布市は自治体独自の努力によって、国の障害児施策に先駆けて障害児支援を発展させてきた。

（2）親の会と行政との協働関係

障害児を育てる保護者の「横のつながり」と各ライフステージにおける課題を明確化できる「縦のつながり」を持つ親の会という組織は、貴重な社会資源の役割を果たしてきた。

親の会の要望は「わが子が今困っていること」から出発するが、わが子の問題解決には間に合わないことがほとんどである。それでも親の会に所属する保護者は「5年後には叶うかもしれない」という思いで作成している。「わが子のことでなくとも自分が動くという」感覚が身についており、例えば難聴や医療的ケアの問題で困っている事例を耳にすれば、少数だからこそ拾い上げていかなくてはいけない、という思いで要望書に反映させている。

要望書は、懇談会前に市の担当者と内容のすり合わせを行い、すぐに制度として具体化できそうなものはどれか、実現までに年数が必要なものはどれか、という見極めをすることで、施策に繋がるための懇談会への段階を踏んでいる。保護者の多様な困難の内容を親の会が把握し、行政が市民のニーズとして受け止める。こうした長年の積み重ねが親の会と行政との信頼関係を構築し、「行政に声を届ければ支援システムは変わる」という市民意識を作り上げている。

こうした親の会と行政の協働的な取り組みは、調布市の障害児支援を前に進めてきた大きな要因となっている。

5. 考察

1) 行政を中心とした一貫した支援体制のメリット

調布市における発達障害児への早期支援の特徴は、行政による一貫した支援方針が基盤となり、ニーズの変化に応じた柔軟な支援内容が整えられてきた点である。

例えば①子ども発達センターにおける受給者証を前提としない発達支援事業利用、②子ども発達センターと幼稚園や保育所等との併行利用グループの拡充、③公立保育所における個人加配制度の整備、等が挙げられる。こうした支援体制の整備は保護者にとって、ニーズが受け止められている実感となり、障害児を育てるうえでの支えとなっている。

全国的にみると、2012年に児童福祉法が改正により児童発達支援事業への民間事業者の参入、および療育サービスの利用に障害児通所受給者証の取得が必要となった。先行研究では、民間の児童発達支援事業所は事務的な説明が中心であり、保護者の葛藤や障害に対する認識に対して配慮が少ないことが明らかとなっている²⁾。

調布市では、子ども発達センターにおける発達支援事業では必ずしも障害児通所受給者証の取得が必要とされておらず、利用実態も高まっていることが本調査で明らかとなった。障害児通所受給者証を前提としない事業を含めた取り組みは、保護者の気持ちに沿った支援のひとつの形であると考ええる。

公的機関が発達障害児への早期支援に一貫して責任をもつことにより、各機関の共通認識を可能にしているのではないだろうか。

2) 障害児支援の現場が直面する課題

現在直面している課題として、保育士不足に伴う「保育の質」の確保がある。

先行研究では6割弱の市町村において障害児やその疑いのある子どもが保育所に入所できず、大規模自治体ほどその割合は高くなっている。3割の保育所が障害児の延長保育を受け入れていないことが明らかとなっている³⁾。

調布市においては障害児の受け入れや延長保育を断ることはないが、支援の仕組みを整えていながらも、対応する保育士の確保には苦慮している。臨時保育士を確保し1クラスあたりの保育士の数を増やすことができたとしても、保育士間の情報共有の難しさが生まれ、保育士の数が増えることが必ずしも保育の質を高めることに直結しないという新たな課題も明らかとなった。

わが国の保育士位置基準は、3歳児では20:1、4歳以上児では30:1である。一部の自治体で条例による運用が行われているが、厚生労働省の調査によるとほとんどの

自治体が国の基準と同じである⁴⁾。

海外に目を向けてみると、ノルウェーでは3歳未満児の場合は子ども7~8人に対して保育施設教諭1人、3歳児以上14~18人に対して保育施設教諭1人という最低基準である。最近の調査では職員1人あたりにおける平均的な子ども数は、3歳未満児では3.4人、3~5歳児では5.5人である⁵⁾。

元々の保育士配置基準に無理があるとすれば、障害と確定診断された子どもへの加配制度を充実させたとしても、保育の質を保障することは難しいのではないだろうか。条例の制定や自治体独自の運用の努力、園ごとの工夫に頼るのではなく、どの地域においても等しく保育を受ける権利を保障するためには、保育士配置基準から見直しが必要とされているのではないかと考える。

文献

- 1) 調布市親の会記念誌
- 2) 一瀬小百合(2016)「障害のある子どもと保護者を支える早期療育—『障害児通所受給者証』に対する反応への認識に着目して—」『田園調布学園大学紀要』
- 3) みずほ情報総研株式会社(2017)「保育所における障害児保育に関する研究報告書」
- 4) LudovicaGambaro 他『保育政策の国際比較』(2018) 明石書店
- 5) 厚生労働省「保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等（平成28年12月）」

研究ノート

発達障害児の特性理解と保護者支援 —発達障害の特性がある気になる子も含めて—

仲森 みどり*

The Importance of Understanding Personal Characteristics of Children with a Developmental Disorder and Parents Support: Including Children Who Show a Slight Developmental Disorder

Midori Nakamori

Abstract

Children will start their group life for the first time when they go to nursery schools or kindergartens. Parents whose child have a developmental disorder happen to find the differences between their own child and the other children with no physical or mental disorder. It is not easy for them to accept the differences. This often leads them to be exhausted from parenting and depressed.

This study aimed to consider, by viewing previous references, the importance of understanding personal characteristics of children with a developmental disorder as well as a slight developmental disorder and enhancing parents support in terms of “receptivity of a developmental disorder”.

要旨

保育園や幼稚園に通う発達障害がある子どもにとって、初めて集団生活を経験する。保護者は我が子と他の子どもとの相違に気づき、子どもの行動特性を受け入れられずに育児疲れや抑うつ傾向に陥る。

発達障害児の特性理解及び保護者支援の重要性について文献を通し考察、検討した。幼児期に起こる保護者の障害受容の観点から、所謂気になる子も含めながら論じていく。

Keywords : children with a developmental disorder, children who show a slight developmental disorder, the understanding of personal characteristics, parents support,

キーワード：発達障害児、気になる子、特性理解、保護者支援

* 愛知文教女子短期大学

I. はじめに

DSM-IVでは発達障害とは、広汎性発達障害という上位概念のもとに、自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障害などの下位分類とされたが、1994年から19年ぶりに改訂されたDSM-Vでは、自閉スペクトラム症（autism spectrum disorder：以下ASD）という概念で統一された。また、注意欠如・多動症 / 注意欠如・多動性障害（attention deficit/hyperactivity disorder：以下ADHD）、限局性学習症 / 限局性学習障害（specific learning disorder：以下LD）が規定されている^{1) 2)}。

自閉スペクトラム症とは、社会的コミュニケーション及び対人相互性反応の障害、限定された反復的で常同的な行動・興味・活動が主たる症状で、乳幼児期に現れる症状である。ADHDの主たる症状は不注意や多動性・衝動性である^{1) 2)}。

自閉スペクトラム症、ADHDにおいては、行動や情緒の問題が言われており、注目されることが多い。ADHDの主たる症状は不注意や多動性・衝動性であるが^{1) 2)}、

低年齢児の具体的な行動特性として、

- ①人の話を聞いていない
- ②静かに参加できない
- ③集中が続かない
- ④他の子どもよりテンポが遅い
- ⑤興味・関心がないことから逃避する
- ⑥忘れやすいなどの問題が生じる

などである³⁾。

岡（2017）³⁾によると、ASDやADHDは行動や情緒の問題ばかりが取り上げられがちであり、学習に対する議論は後回しにされやすい。ASD児やADHD児は高率に学習困難をきたし、その中にはLD併存例が多く存在する。ASD児やADHD児の行動や情緒の問題の背景には、学習困難が深く関与していることがあることを指摘している。

本研究では、就学前の幼児期に焦点を当てているためLDについては論じず、自閉スペクトラム症、ADHD児の特性理解及び保護者支援について文献を通し考察、検討する。

先述通り、ADHDの主たる症状は不注意や多動性・衝動性である^{1) 2)}。特に低年齢児の具体的な行動特性として、人の話を聞いていない、静かに参加できない、集中が続かない、他の子どもよりテンポが遅い、興味・関心がないことから逃避する、忘れやすいなどの問題が生じるなどである³⁾。

また、近年保育現場では、所謂「気になる子」の理解と支援のあり方について関心が高まっていることが述べられている。「気になる子」とは、「調査時点では何らかの障害があるとは認定されていないが、保育者にとって保育が難しいと考えられている子ども」（本郷ら、2005）、「発達障害児を含めた、保育現場で保育者が気がかりになる子」（日

高ら、2008)で保育上何らかの課題がある子どもを表現する際に用いられているとある^{4) 5) 6)}。

以上のことから、保育園、幼稚園に通う場合、発達障害児や気になる子は少なからず他児よりも保育者から注意を受ける機会が多くなることが考えられる。そのため、自己肯定感や自尊感情の低下が言われている。保護者も育てにくさなどから疲弊し、抑うつ傾向に陥ることが過去の研究結果で明らかになっている。早期発見が言われているが幼児期ということもあり、保護者は日々気持ちの揺れが考えられ、保育現場では、気になる子の理解と支援のあり方について関心が高まっていることが述べられている^{4) 5) 6)}。これらの観点から、発達障害児のみならず、所謂気になる子にも焦点を当てながら論じていく。

II. 目的

幼児期は保育園や幼稚園に通うことが多く、子どもにとって家族以外の人間との初めての集団生活や関わりになる。

自閉スペクトラム症の主症状は社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応の障害、限定された反復的で常同的な行動・興味・活動である¹⁾。

日常生活では、

- ①集団行動に参加しにくい
- ②同年代の子どもと関係を築きにくい
- ③対人トラブルが多い
- ④情緒の問題が強い

などである³⁾。

これらの特性から、トラブルになることも多く保育者から注意を受ける機会が多くなることが言える。

発達障害児は、障害特性に起因する支援環境への疑問や自己と他者との違いに疑問を持つことも多い。「自分だけ特別に先生がつくのはどうしてか?」、「みんなできているのに、どうして自分にはできないのか?」など、他者との違いや他者からの反応をネガティブなイメージとして受け止め、自己肯定感を低下させることが述べられている⁷⁾。

また、保育園や幼稚園で初めての集団生活で発達障害児の保護者は我が子と他の子どもとを比較する場となる。保育者から保育園や幼稚園入園後に、指摘されることもある。

仲森・大谷(2016)^{8) 9)}の研究では、発達障害児の母親は、育児疲れや抑うつ傾向のパーセンテージが高いことがわかった。発達障害児の家族は、障害のない子どもの家族に比べて、様々な心理的な負担感や困難を抱えていることが指摘されており、発達障害児の親にはうつ病あるいはうつ状態が多いことを述べている^{8) 9) 10) 11)}。保護者支援の重要性は多くの研究結果から示されている。

仲森・大谷は、2015年3月上旬に、A市の療育センターに通所している診断を受け

ていない子ども 12 名（ADHD の疑いがある子どもが 3 名、自閉スペクトラム症の疑いのある子どもが 9 名《複数回答可》）の保護者に行動面や症状についてアンケートを実施した。子どもの年齢は、2 歳～5 歳である。

「感覚過敏、多動、注意がそれる、こだわり、コミュニケーションの遅れ」について問うチェック項目である。

- ①感覚に過敏である
- ②じっとしているのが苦手で落ち着きがない
- ③電車や図鑑、地図など独特な興味をもって、とても詳しく覚える
- ④視線が合いづらい
- ⑤気が散りやすい
- ⑥順番を待つことが難しい
- ⑦感情を共有しづらい
- ⑧決まった行動や儀式をしていることを好む
- ⑨課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい
- ⑩予定外のこと、見通しが立たないことに対して不安が強い
- ⑪いけないとわかっているのについやってしまう
- ⑫友達と遊ぶことが少ない

表 1 お子さんの行動面や症状のチェック項目（複数回答可）

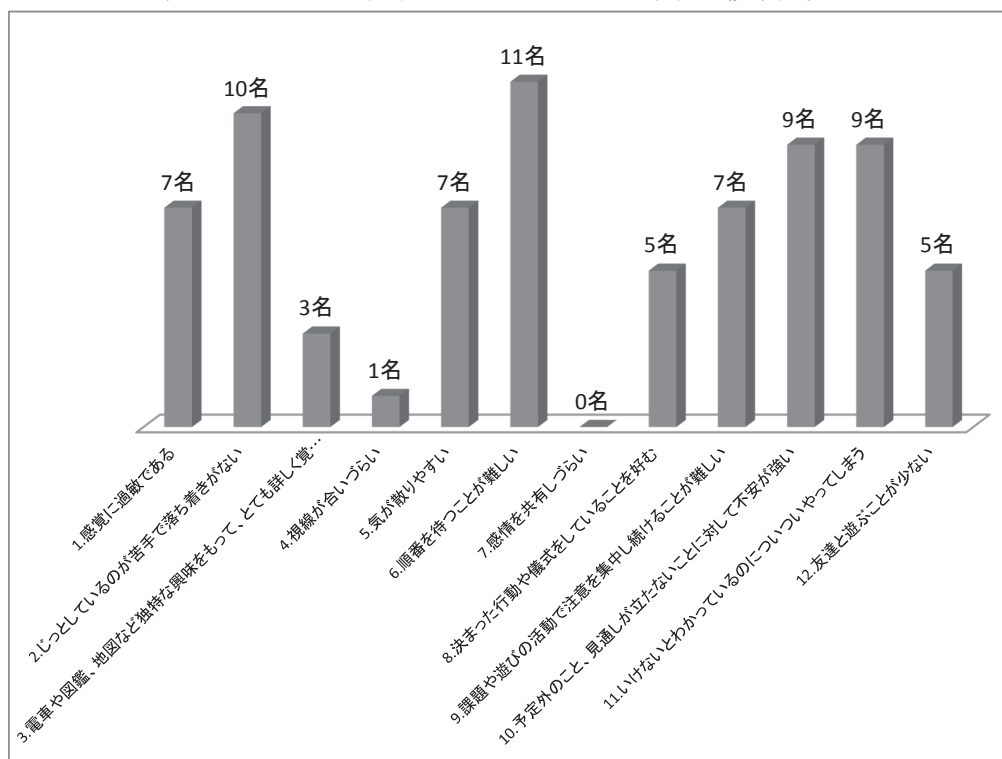


表 1 の結果として、「順番を待つことが難しい」が 1 番多かった。「じっとしているのが苦手で落ち着きがない」が 2 番目に多く、「予定外のこと、見通しがつかないことに對して不安が強い」、「いけないとわかっているのにいついやってしまう」が 3 番目に多かった。「感情を共有しづらい」の項目以外は全部当てはまっている。

中島・金子・中村 (2020) ¹²⁾ は保育者が気になる主な行動などとして、以下表 2 として示している。

表 2 保育者が気になる主な行動など

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 落ち着きがない (保育室から出て行く、離席、じっとしていないなど) 2. 指示が通りにくい (保育者の指示や説明を聴いて行動や作業をすることが苦手) 3. コミュニケーションがとりにくい・会話が成立しにくい 4. 他の子どもなどと適切に関われない (一人遊び、一方的なかかわりなど) 5. 集団行動がとれない・行事参加を嫌がる 6. かんしゃくを起こしやすい 7. 他の子どもに暴力をふるう 8. 物・手順・遊びなどにこだわりがある 9. 新しい場面や状況が苦手・急な予定の変更が苦手 10. 活動の切り替えが難しい 11. 偏食が強い 12. 体を触られるのを嫌がる・大きな音がすると嫌がる 13. 身体模倣・手遊びが苦手 14. 不器用・姿勢が崩れやすい |
|---|

(中島・金子・中村 2020)

表 1、表 2¹²⁾ の結果から、保護者と保育者が気になる子どもの行動特性について一致している。

決して、発達障害の特性として一括りにするということではない。子どもの一人ひとりの性格、個性、特性は異なることは言うまでもない。保育者は、そのことを心に留めながらも一般的に言われている特性を知り理解しておく必要がある。

京林 (2019) ⁶⁾ 栗川 (2017) ¹³⁾ は、保育者の「気になる」という気づきをきっかけに、子どもの抱える困難さに目を向け、保護者の理解や専門機関との連絡につなげていくことの重要性について述べている。

大西・國久 (2018) ¹⁴⁾ の研究によると、大阪府私立幼稚園連盟で導入されたキンダーカウンセラー事業として、平成 15 年から希望のある大阪府の私立幼稚園に臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが派遣されていることが述べられている。

安家 (2004) ¹⁴⁾ ¹⁵⁾ らによると、キンダーカウンセラーの役割として、

- ①保護者支援
- ②保育者支援
- ③子ども支援

の3つがあげられている。

また、竹中（2008）^{14）16）}は園の期待値が高いカウンセラーの活動として、

- ①保護者からの子育ての悩みに関する相談
- ②保育者からの子どもへの関わり方や発達上の問題に関する相談
- ③保護者からの子どもの発達上の不安や問題に関する相談
- ④子どもの行動観察
- ⑤保護者の悩みに関する相談

が上がっていると述べている。

保育者は、発達障害がある子どもや気になる子に対しての関わりや支援の在り方を試行錯誤しながら行っている。集団の中でその子どもがいかに自己肯定感を低くすることなく、過ごしやすくするには保育者の力量となる。保護者へのサポートのみでなく保育者にとって上司や同僚以外で相談する場や専門家がいるというのは大変心強いであろう。スーパーバイザーのような存在になるのではないかと考える。

渡辺・田中（2014）^{17）}によって、低年齢児の保護者の揺れ動きやすい心理状態にある保護者に対して、医師でもなく障害児支援の専門職でもない保育者が、障害の可能性を指摘し、受診を勧めてもすんなりと助言を受け入れられないというのは親としてむしろ自然な反応であることが述べられている。このような観点からもフォローやカバーが出来る役割ではないかと考える。

筆者が保育士をしていた時代の経験でも、ADHD や自閉スペクトラム症の特性のある子どもは周囲から困った存在として捉えられていたように認識している。保育園は毎日保護者が、子どもの送迎を行うことが多いため、子どもたちの様子を目にすることが多くなる。その際、発達障害児の保護者は、我が子の他の子とは違う行動に対して、肩身の狭い様子で、申し訳なさそうにしている姿や急いでその場を立ち去ろうとする姿を見ることがあった^{8）9）}。

このことから言えるように、周囲の保護者から理解が得られにくく、保護者同士のコミュニケーションをもつ機会が減り、発達障害のある子どもの保護者が孤立感を生みやすい要因となると考える。そういった背景もあり、筆者自身は、保育園・幼稚園での生活を経験する幼児期は、子どもも保護者も不安を抱え、気持ちが不安定になる第1の段階ではないかと考える^{8）9）}。

本郷らは（2004）^{18）}「気になる」子どもの保育支援にあたっては「気になる」子どもも自身への支援だけでなく、保護者へ支援も同時的になされることが重要となることが述べられている。田中（2015）^{7）}は年齢が低い子どもほど、保護者や保育者が子どもにとって養育環境の中心となりすべてとする存在である。そして、これらが供給する発達促進的な関与と発達妨害的な関与の両方から、強い影響を受け個性を成長させていく存在であるといえる。保護者が、子どもの障害をあるがままに受け入れることで、子どもは「そのまま」いることを受容できる。本人の障害受容と保護者の障害受容には複雑な相互関係が存在しており、保護者の障害受容が子どもの自己客観視とあるがま

まの自分を受け入れることを可能とするといえたと述べている。

このことから、発達障害児の特性を知り理解することは、保護者の思いに寄り添う支援をする上で指標や視座となり重要であると考ええる。

Ⅲ. 方法

本研究は文献検討である。検索方法は、国立情報学研究所が提供する国内刊行雑誌情報データベース（CiNii）を用いて検索を行った。「発達障害」、「保護者支援」をキーワードに検索を行った結果は、89 件だった。「気になる子」、「保護者支援」をキーワードに検索をした結果は、24 件、「気になる子」、「特性」、「理解」をキーワードに検索をした結果は、4 件だった。2004 年から 2020 年までの文献を検索し、統合した。

Ⅳ. 結果

1. 発達障害、「気になる子」の行動特性

仲森・大谷の診断がついていない発達障害の症状がある子どもの保護者に子どもの行動や症状を尋ねたアンケート調査結果を、表 1 に示した。「順番を待つことが難しい」が 1 番多かった。「じっとしているのが苦手で落ち着きがない」が 2 番目に多く、「予定外のこと、見通しがつかないことに対して不安が強い」、「いけないとわかっているのにつついってしまう」が 3 番目に多かった。

中島・金子・中村（2020）¹²⁾ が作成した、保育者が気になる主な行動などとして表 2¹²⁾ に示した。

「1. 落ち着きがない（保育室から出て行く、離席、じっとしていないなど）」、「9. 新しい場面や状況が苦手・急な予定の変更が苦手」、「10. 活動の切り替えが難しい」などが保護者と保育者が思う、子どもの症状や行動としての結果が一致している。

2. 「気になる子」の保護者支援と障害受容

田中（2015）⁷⁾ は、年齢が低い子どもほど、保護者や保育者が子どもにとって養育環境の中心となりすべてとする存在である。そして、これらが供給する発達促進的な関与と発達妨害的な関与の両方から、強い影響を受け個性を成長させていく存在であると言える。保護者が、子どもの障害をあるがままに受け入れることで、子どもは「そのまま」でいることを受容できる。本人の障害受容と保護者の障害受容には複雑な相互関係が存在しており、保護者の障害受容が子どもの自己客観視とあるがままの自分を受け入れることを可能とすると述べている。

そのため、保育者は保護者の心の支えとなり、保護者への支援者として大変重要な役割を果たすことが言える。

本郷（2004）¹⁸⁾ らの調査から保育者が「気になる子ども」の保護者へ行う支援とし

て以下のように述べている。

「気になる」子どもの保護者への支援に際して保育者は、

①送迎時に話す

②保護者が理解しやすいように話す

③否定的なことだけではなく、肯定的なことも交えて話すことを心がけている

話す内容としては、子どもの園での様子や子どもの家庭での様子について話しているとあった¹⁸⁾。

しかし、保護者とのコミュニケーション自体がうまく成り立たない場合もあり、送迎時の短い時間内だけでは十分なコミュニケーションをとるのは難しいため、

①定期的な話し合いの機会を持つ

②保護者会や保育参観の時に話す

③多様なコミュニケーションの機会を準備する

ことが必要となってくると考えられると述べている¹⁸⁾。

保護者には、子どもの自己理解を深め自尊感情を高める支援が求められており、日常生活の中で子どもがいつのまにか理解していくことへの工夫と、子どもの成長や将来を見通した対応が必要であることを述べている⁷⁾。

V. 考察

発達障害や気になる子どもの特性として、保護者や保育者が思うところと一致している。「順番を待つことが難しい」と「落ち着きがない」などの行動特性があることがわかる。ADHDの特性がある場合、低年齢であればあるほど衝動性が強い。保育者や保護者は、子どもにとって危険なことや人に対して迷惑がかかることは注意する。特に保護者は繰り返し言い聞かせるも、意思が通じないという悲しみや虚しさ、自信喪失、苛立ちから育児に疲弊し抑うつ傾向になることが言われている。愛着形成に時間がかかることも言える。また、田中（2015）⁷⁾や本郷（2004）¹⁸⁾らの研究からも保育者の保護者への精神的サポートの重要性は言うまでもない。

今回、保護者が子どもの行動特性に対して、保育者にどのような支援や配慮を望んでいるかはわからなかったため検討の必要があり、今後の課題としたい。

VI. 結論

保育者が、発達障害の特性を知るということは、気になる行動がある子どもを発見することが目的ではない。その子どもにとって今現在の困り感は何なのかを汲み取り、その子どもへの配慮や支援につなげていかなければ意味がない。特性を知るということは、配慮や支援をする上で視座、指標となる。行動特性以前に、子どもは一人ひとり性格や生育歴も異なる。子どもにとって、保育園、幼稚園生活がいかに有意義なものになるか

が重要である。保育者は、その子どもの良いところ、出来るところに目を向け可能性や持っている力を認めることが重要である。子どものあるがまを受け入れるということが大切だと考える。保育者が、子ども同士認め合えるようなクラスの雰囲気作りをすることで、子どもは一人ひとり自信が持て自己肯定感につながっていく。

また、保護者にも子どもの持っている可能性や良い面を伝え、苦手なところはどのようにして伸ばしていくか、子ども一人ひとりが大切な存在であるということを感じてもらえるような支援が重要であると考え。保護者の心身の健康が子どもの健やかな成長に繋がっていく。

1938年にノーベル文学賞を受賞した Pearl Buck は『母よ嘆くなかれ』の手記によって、知的障害がある娘の親の気持ちを記している。その手記の中では、不安、苛立ち、悲しみ、喪失感、無常感、そして娘への感謝の気持ちを記している¹⁹⁾。著名な作家であった Pearl Buck であるが、子どもに障害あることを世間に公表できるようになったのは、何十年も経ってのことだった。

山本(2012)²⁰⁾は、支援のあり方も子どもの年齢やその状況、生活環境の中で行きつ、戻りつしているという考え方が現実的である。専門機関で保護者の障害受容の段階が問題にされる場合があるが、早期に障害受容が達成されなければならないと考えるべきではない。親心とはそういうものだろうと述べている。

子どもに発達の心配や障害があるということを受け入れることは生半可なことではない。筆者が療育手帳の心理判定をしていた際には、「いつか直ります」と仰っていた保護者の方もいた。また以前よりも判定結果が下がっていた場合、涙する保護者の方もおり、子どもの成長への期待や希望の気持ちは計り知れない。

子どもの成長に日々悩み、葛藤を抱えている保護者にとって、保育者は家族以外での最大の応援者でなければならない。子どもの成長と一緒に喜び会える者であることを心に留めておくことが必要である。保護者の今現在の気持ちを受け止め寄り添い、共感・支持することが重要である。

引用文献

- 1) DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル(2014) 日本語版用語監修日本精神神経学会 医学書院
- 2) 傳田健三(2017) 特集：心身医学の臨床における発達障害特性の理解 自閉スペクトラム症(ASD)の特性理解 心身医 19 項 Vol.57 No.1
- 3) 岡牧郎(2017) LD と自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(併存障害) 児童青年精神医学とその近接領域 58(2); 33 頁, 39 頁
- 4) 本郷一夫(2005)「気になる子」幼児とは 言語, 34(9): 42-49
- 5) 日高希美 橋本創一 秋山千枝子(2008) 保育所・幼稚園の巡回相談における「チェックリスト」の開発と適用 東京学芸大学紀要総合教育科学系 59: 503-512

- 6) 京林由季子（2019）「気になる子」の行動特性に関する保育者の認識—SDQを用いた検討— 岡山県立大学保健福祉学部紀要 第26巻1号97頁
- 7) 田中富子(2015) 保護者の障害理解と障害説明の関連 —保護者が捉えた発達障害児の自己への疑問調査から— 佛教大学大学院 社会福祉学研究科篇 第43号
- 8) 仲森みどり・大谷正人（2016）発達障害幼児の保護者への理解と支援—A 市療育施設 の保護者を対象としたアンケート調査より— 三重大学教育学部研究紀要 67 87-98
- 9) 仲森みどり（2018）人的環境としての保育者の支援の在り方 —発達障害幼児とその保護者に関わる保育者に焦点を当てて—愛知文教女子短期大学研究紀要第39号30頁
- 10) 道原里奈・岩元澄子（2012）発達障害児をもつ母親の抑うつに関連する要因の研究—子どもと母親の属性とソーシャルサポートに着目して— 久留米大学心理学研究 11, 74-83
- 11) 新美明夫・植村勝彦（1980）心身障害幼児をもつ母親のストレスについて—ストレス尺度の構成— 特殊教育学研究 18, 18-33
- 12) 中島正夫・金子美和・中村紗静（2020）自閉スペクトラム症の特性がある子ども（「気になる子」）の「気になる行動」について 椋山女学園大学教育学部紀要 第13巻143頁
- 13) 栗川直子（2017）幼稚園における早期発達支援体制の構築に向けて；SDQ活用の検討 大阪千代田短期大学紀要 46, 25-34
- 14) 大西貴子・國久美代子（2018）幼児期の発達障害支援におけるキンダーカウンセラーの役割 奈良教育大学次世代教員養成センター研究紀要 4巻 45-52
- 15) 安家周一・頓橋雅広・菅野信夫・辻河優（2004）大阪府私立幼稚園連盟におけるキンダーカウンセリング事業の利用効果 日本保育学会大会発表論文集 57 676-677
- 16) 竹中美香（2008）幼稚園におけるキンダーカウンセラーの役割に関する研究 東大阪大学・東大阪短期大学部教育研究紀要（6）9-17
- 17) 渡辺顕一郎・田中尚樹（2014），発達障害児に対する「気になる段階」からの支援 — 就学前施設における対応困難な実態と対応策の検討— 66, 33-34
- 18) 本郷一夫・高橋千枝・平川昌宏・角張慶子・飯島典子・杉村僚子（2004） 気になる子の保育と保護者支援に関する調査研究 教育ネットワーク研究室年報, 4, 1-15
- 19) パール・バック、伊藤隆二訳（1993）『母よ嘆くなかれ』 法政大学出版
- 20) 山本智子（2012）肢体不自由児の発達を促す保護者支援Ⅰ～親子学習会での保護者理解とその支援～ 皇學館大学教育学部研究報告集 第4号 182頁

研究ノート

遠隔授業と対面授業による調理学実習の習熟度の比較検討 —令和2年コロナ禍における実習授業の模索—

山口 由貴* 原 真由美* 有尾 正子*

Analysis of the Difference in Efficiency between Distance and Face-to-Face
Practical Cooking Classes
Reflecting on the Classes under the Current Situation with COVID-19

Yuki Yamaguchi ,Mayumi Hara ,Shoko Ario

Abstract

In the Practical Cooking I・II, which we are in charge of, the cooking is done in a group of 4 or 5 students. The purpose is to help students acquire their cooking skills and communication skills so that they can provide meals properly. However, in the first term, 10 out of 15 classes had to be constructed online and even face-to-face lessons were carried out in a group of 2 students due to the new coronavirus infection in 2020. This study sought to investigate how the classes under these limited conditions affected students' proficiency. We would like to utilize the results of this survey in the cooking lessons from now on.

要旨

筆者が担当する調理学実習Ⅰ・Ⅱでは、4～5人の班編成で調理を行う。グループで調理を行うことにより調理技術・コミュニケーション能力等の給食提供能力を身につける目的がある。しかし令和2年、新型コロナウイルス感染症拡大により、前期は15回中10回の実習が遠隔授業となり、対面授業においても本来一班4人編成を2人で行うこととなった。限られた条件の中で行う実習が学生の習熟度にどのような影響を及ぼしたのかを調査した。調査した結果を今後の調理学実習に活かす方法を検討したい。

Keywords : Distance class Face-to-face class Video streaming
communication skill Infection control measure

キーワード：遠隔授業 対面授業 動画配信 コミュニケーション能力 感染対策

* 愛知文教女子短期大学

I はじめに

2019 年 11 月中国湖北省武漢市で原因不明のウイルス性肺炎（後に COVID-19）の発症が相次いだ。日本においても 2020 年 1 月 14 日神奈川県において初の発症報告がされた。世界・日本中が COVID-19 への対応に追われる中、令和 2 年 2 月 27 日、全国の小中高臨時休校要請が安倍総理大臣（当時）にて発表された。全国の大学・短期大学においてもリモート授業への対応に追われた。本学では遠隔授業による前期課程が 5 月 11 日から 6 月 14 日まで行われ、6 月 15 日から感染対策を徹底した対面授業の開講となった。7 月 25 日全国・愛知県内 COVID-19 罹患者報告増加により、全ての授業を再度遠隔にて行うことが決定した。

II 目的

1) 様々な状況下での習熟度調査

実習授業である調理学実習は、調理技術のみならず、コミュニケーション能力や段取り力を培うものであるため、習熟度の低下が危惧された。学生の習熟度や安全を考え、様々な対応を試みた。今回の調理学実習 I・II での経緯を記録しておくことは、今後の授業対応に重要であると考えた。学生の意識調査を行い今後の教材開発・授業に役立てることとした。

2) 栄養士における調理技術の役割

昭和 22 年法律第 245 号栄養士法第一条には、「この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう」¹⁾と記されているように、栄養の指導を行うのが主な役割となっている。また、公益社団法人日本栄養士会の管理栄養士・栄養士倫理には、「管理栄養士・栄養士の固有の業務は、『栄養の指導』である」「栄養の指導」は、健康の維持・増進、疾病の予防・治療・重症化予防及び介護予防・虚弱支援を実践するための基本となるものであり、個人及び集団を対象とし、栄養の評価・診断・計画に基づいた栄養食療法・情報提供・食環境整備・食育活動等により、生涯をとおしてその人らしく生を全うできるように支援することである」²⁾とも記されている。

ここでいう「栄養の指導」とは、対話から生み出されるものに限らず、給食・食事提供が大きなウエイトを占めている。給食は生きた教材として喫食者への意識改革に大変重要な役割を持っている。給食を適正・的確に提供することは栄養士に求められる技術となる。給食提供には、調理業務が必要不可欠であるため、栄養士には高い調理技術が求められている。

3) 本学生の就職先から考える必要なスキル

本学生の就職先は「栄養士・調理員としての就職が 87%」³⁾と給食提供業務に就く学生が多い。このため、本学生にとって調理学実習 I・II は調理技術の基礎を身につけるうえで非常に重要な科目となる。学生には、個々の調理技術の向上はもちろんのこと、チームワーク、コミュニケーション能力、段取り力を身につけることが求められる。

4) 本学が身につける目標としている能力

2020 年度履修案内には、教育目標を「栄養士としての役割を理解し、「食」と「健康」に関する知識・技術、食育の推進と健康の維持増進の担い手となる人材を育成する」⁴⁾とある。調理学実習Ⅰ・Ⅱは、「給食の運営に関する能力、給食業務を行うために必要な食事の計画や調理を含めた給食サービス提供に関する技術を習得することができる」⁴⁾とある。

Ⅲ 方法

1) 令和 2 年度調理学実習の実施

新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中、実際に行われた実習と令和元年度までに行われていた調理学実習を詳細に記した。

2) 調理学実習Ⅰの実態

令和元年度調理学実習Ⅰでは、1 回目をオリエンテーションとし、調理実習室・更衣室の使用法・服装・器具・事前学習の方法について実地確認をした。実習 2 回目以降は、だしの取り方等基本的な調理操作から簡単な調理を行った。

調理実習は、実習献立のデモンストレーション見学・調理・試食・片付けの順で行った。デモンストレーションは、手元が確認できるように、師範台の周囲を学生が囲み見学した。実習は合計 13 回行われ、一通りの日本料理を実習した。15 回目は、きゅうりの切裁・清汁を調理し、技術習得確認テストを行った。

令和 2 年度調理学実習Ⅰでは、1、2 回を課題授業、3 回から 7 回までを遠隔授業（非同期配信授業）8 回から 12 回まで調理実習室にて対面による実習授業、13 回から 15 回まで遠隔授業（非同期配信授業）を行った。

遠隔授業では、実習予定メニューを一品ずつ配信した。配信動画は 1 品 5～10 分程度に編集した。ポイントを書き留めることができるよう、調理操作の解説コメントを挿入した（図 1）。動画は Office365 の Streams にて何度も視聴できるように、実習期間中投稿を継続した。



図 1 配信動画

対面による実習では、通常のデモンストレーション見学スタイルを伝え、密集する可能性と三密を回避する方法についても指導した。三密回避としては、換気扇使用・窓と扉の開放・デモンストレーション時間を15分以内にした。実習室内であればどこで見学を行っても良いこととした。全ての学生がデモンストレーションを各実習台にて見学した。また期間中も実習メニューの動画配信を行った。

実習班は密集を回避するため一班2人とした。1クラスを2つに分けAクラス20人Bクラス22人とした。クラス分けは、通学時間の長い学生をAクラスとした。Bクラスの実習班はデモンストレーション見学後退出し、後半開始時刻に調理実習室に戻り実習を行った。待ち時間に次回調理学実習の予習・ノート作りを行った。調理実習室退出時は、一旦、白衣を脱いで中表にたたみ、ビニール袋に保管することで、白衣の衛生を保った。

3回の遠隔授業も前回同様に実習予定メニューを一品ずつ配信した。学生は配信動画を視聴し、ノートにポイント等を書き留めた。

飛沫感染リスクの高い試食については、調理台に2人が横並び一方向を向くことでリスクを回避した。

実習の記録として写真撮影が必要な場合は、入室前に携帯電話・スマートフォンをアルコール消毒し、ビニール袋に入れて実習室に持ち込むこととした（図2）。



図2 携帯電話・スマートフォン持ち込みの様子

3) 調理学実習Ⅱの実態

令和元年度調理学実習Ⅱでは、一班4～5人で実習を行った。西洋料理・中国料理を実習した。西洋料理8回、中国料理7回の合計15回実習を行った。調理実習は調理学実習Ⅰ同様、実習献立のデモンストレーション見学・調理・試食・片付けの順で行った。デモンストレーションは、手元が確認できるように、師範台の周囲を学生が囲み見学した。

令和2年度調理学実習Ⅱでは、一班4～5人で実習を行った。西洋料理・中国料理を実習した。西洋料理8回、中国料理7回の合計15回実習を行った。調理実習は調理学実習Ⅰ同様、実習献立のデモンストレーション見学・調理・試食・片付けの順で行った。

デモンストレーションの見学は特に場所を指定せず、学生の希望する場所で見学することとした。師範台の周囲に8割、各実習台に2割という着席状況であった。後方

の学生が、手元の確認ができるよう、師範台を右側面からビデオで撮影し前方のホワイトボードに投影した（図3）。

三密回避としては、換気扇使用・窓と扉の開放を行った。

飛沫感染リスクの高い試食については、各調理台に2枚の簡易クリアパーテーションを斜向いに設置した（図4）。クリアパーテーションは使用後、希釈した次亜塩素酸ナトリウム水で拭き消毒を行った。

実習の記録として写真撮影が必要な場合は、入室前に携帯・スマートフォンをアルコール消毒し、ビニール袋に入れて実習室に持ち込むこととした（図2）。



図3 デモンストレーション手元投影

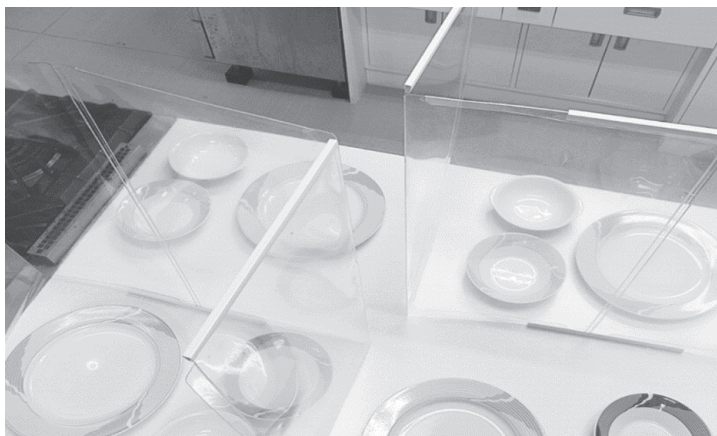


図4 簡易アクリルパーテーション

4) アンケート調査

令和2年12月25日（金）アンケート調査を行った。アンケートは23項目とした（図5 - ①②）。段取り・班員数・コミュニケーション・調理技術・メディア学習と対面実習の比較・配信動画・ホワイトボードに投影された手元について質問をした。

「5 とても思う」「4 やや思う」「3 どちらともいえない」「2 あまり思わない」「1 全く思わない」の5段階評価にて調査した。

調理学実習に関するアンケート

表

アンケートのお願い

* このアンケートは、調理学実習Ⅰ・Ⅱを受講されたみなさんの現状を把握するためのものです。
 なお個人のデータを抽出して公表することはありません。
 * 無記名で行うため個人の調査を目的としておりません。
 * 得られた結果を本学の論文へ発表する可能性があります。
 ご協力をお願いします。

あてはまるものに○をしてください。

① 調理学実習においては段取りが大切である。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

② 調理学実習の予習では段取りを意識して行った。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

③ 質問③で5・4と答えた方のみに伺います。

・2人より4人の方が段取りを意識して予習をした。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

④ 2人より4人の方が段取りを意識して実習を行った。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

⑤ 2人より4人の方が段取り力を身に着けることができた。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

⑥ 自分は2人より4人の方が積極的に調理に関わった。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

⑦ 調理学実習においてはコミュニケーションが大切である。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

⑧ 2人より4人の方がコミュニケーションをとることが難しかった。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

⑨ コミュニケーションに必要なものを選択肢から1位～3位まで選んで記号を記入してください。

1位 2位 3位

1 アイコンタクト 2 聞く力 3 気遣い 4 声（大きさ・トーン）5 相談力

6 洞察力 7 発言力 8 身振り 9 リーダーシップ

⑩ 調理学実習においてはグループ内のコミュニケーションより個人の調理技術が一番大切である。

5 とても思う 4 やや思う 3 どちらともいえない 2 あまり思わない 1 全く思わない

⑪ 調理学実習において大切だと思う技術を選択肢から1位～3位まで選んで番号を記入してください。

1位 2位 3位

1 片付け 2 火力調節 3 計量 4 器具・食器選択 5 コミュニケーション

6 洗浄（調理中） 7 段取り 8 包丁 9 盛りつけ

裏

調理実習におけるメディアを活用した実習についてお答えください

⑫ 1品ずつ手順を学ぶことができた。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

⑬ 調理として手順を学ぶことができた。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

⑭ 複数の料理を調理する手順を学ぶことができた。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

対面授業時の実習についてお答えください

⑮ 1品ずつ手順を学ぶことができた。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

⑯ 調理として手順を学ぶことができた。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

⑰ 複数の料理を調理する手順を学ぶことができた

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

動画についてお答えください。

⑱ 配信された動画は授業に役立った。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

⑲ 配信された動画を何度も視聴した。

4回以上視聴 3回視聴 2回視聴 1回視聴 視聴しないことがあった

⑳ ⑲で1回視聴・視聴しないことがあったと答えた方に伺います。
・回数が少なかった理由は何ですか？（当てはまるものに○をつけてください 複数回答可）

時間がなかった 通信料が気になった 興味がなかった 一度で理解できた

その他（ ）

㉑ 事前に配信された動画は手順を確認するために役立った。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

㉒ 事前に配信された動画は、手元を確認するために役立った。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

㉓ 実習中ホワイトボードに投影されたデモンストレーションは役立った。

5とても思う 4やや思う 3どちらともいえない 2あまり思わない 1全く思わない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

IV結果

アンケートは食物栄養1年41人中41人全員の回答を得た。

(図6調理と段取りについて)にあるように、調理学実習において「段取りが大切である」と考えている学生が41人(100%)となった。設問②においても、「とても思う・やや思う」と回答した者を合わせると37人約90%の学生が段取りを意識しながら予習を行っているとは回答した。設問③のグループ人数と段取りについては、2人より4人の方が段取りを意識して予習をしたとの設問では、「とても思う・やや思う」と回答した者を合わせると36人中28人となった。設問⑤の2人より4人の方が段取り力を身につけることができたに対し「とても思う・やや思う」と回答した者を合わせると39人回答中32人となり82.1%の学生が4人班の方が段取りを身につけることがよりできたと考えていることが分かった。⑥人数の変化と実習に対する積極性についての設問では「とても思う・やや思う」と回答した者を合わせると26人(66.6%)が積極的に調理に関わったと回答した。

調理実習においてコミュニケーションが大切であるに対し、「とても思う・やや思う」と回答した者を合わせると41人(100%)となった。2人班より4人班の方がコミュニケーションをとることが難しかったという設問に対し、「とても思う・やや思う」と回答した者を合わせると30人(73.2%)となった。調理学実習においてグループ内のコミュニケーションより個人の調理技術が一番大切である、という設問については「とても思う・やや思う」と回答した者の合計と「あまり思わない・全く思わない」と回答した者の合計が各12人と学生の意識が分かれた(図7)。

メディアを活用した実習については、1品としての手順を学ぶことができたかの問いに対し「とても思う・やや思う」と回答した者を合わせると87.8%となった。複数の料理を調理する手順を学ぶことができたかの問いに対し「とても思う・やや思う」と回答した者を合わせると97.5%となった(図8)。対面授業時による学習(図9)とほぼ変わらない結果となった。

配信動画・投影教材についてはおおむね役立ったとの回答を得た。対面実習中ホワイトボードに投影されたデモンストレーションについて、「どちらともいえない・あまり思わない・全く思わない」と回答した者を合わせると回答が40%となった(図10)。

コミュニケーションに必要なものは何かについては身振りを選択した学生はいなかった。気遣いが必要との回答が一番多く、洞察力・発言力とつづいた(表11)。

調理学実習において大切だと思う技術は何かについては、段取りと回答する者が一番多く1位～3位選択者合計31人、次いでコミュニケーションで、1位～3位選択者合計は30人、包丁技術を選択した合計は21人となった。(図12)

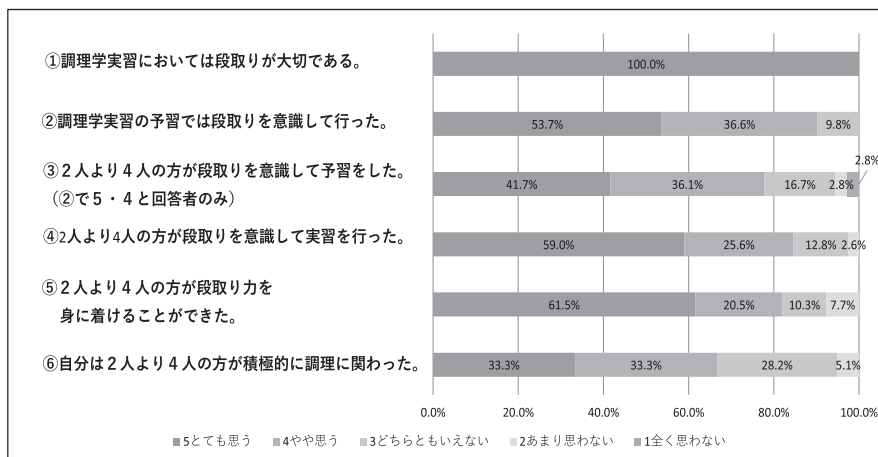


図6 調理と段取りについて

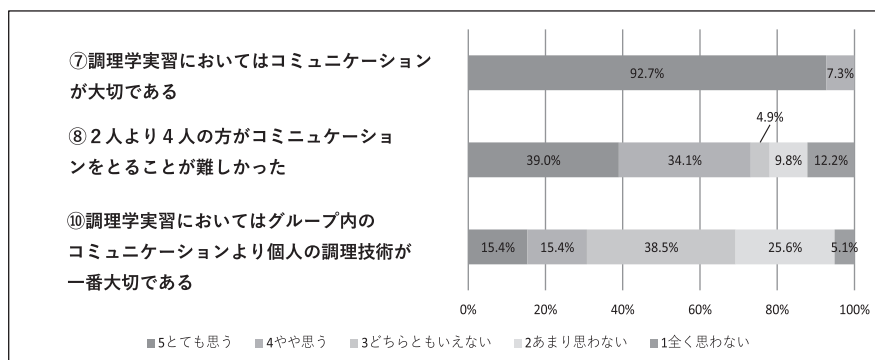


図7 調理実習とコミュニケーションについて

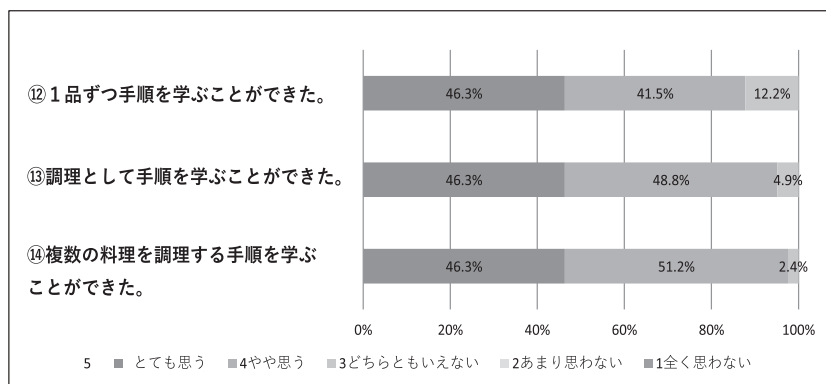


図8 メディアを活用した学習について

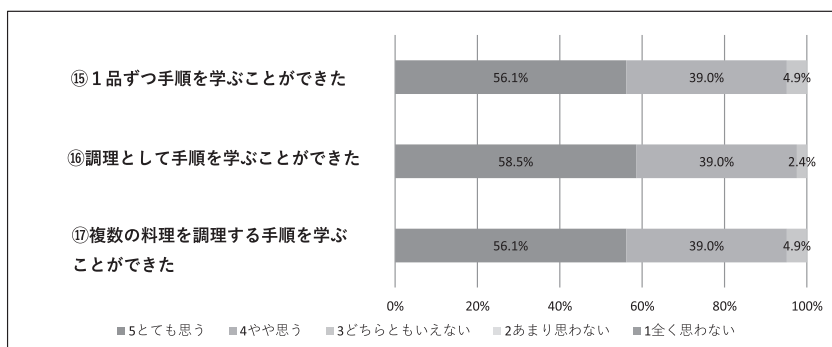


図 9 対面授業による学習について

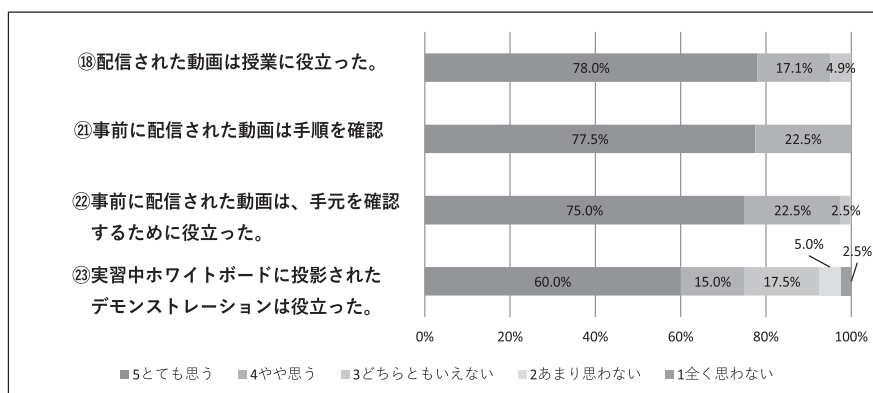


図 10 配信・投影教材について

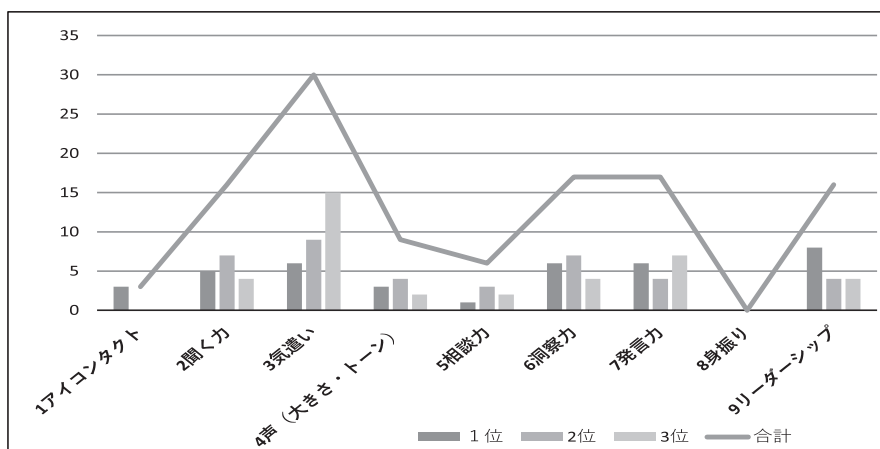


図 11 コミュニケーションに必要なもの

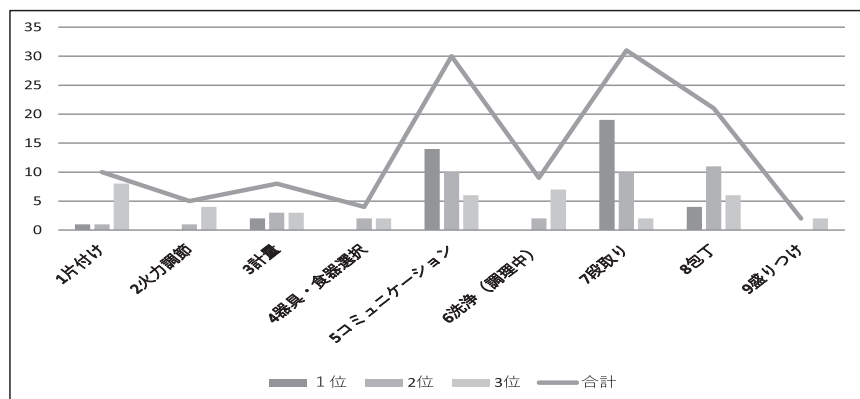


図 12 調理学実習において大切だと思う技術

V 考察

令和 2 年度調理学実習 I では、対面授業が通常の約半分となり、学生の習熟度低下が危惧されたが、学生の知識についての習熟度は対面授業とメディアを活用した授業とではほとんど差は無かった。

調理学実習において大切だと思う技術について、包丁技術・片付け・計量等は自宅学習においても実践でき、身につけることが可能と考える。今後対面での授業が行えない場合の、実技実践方法を検討していく必要があると考える。

段取りについては、予習時に意識して学習していることが分かった。学生は、段取りの重要性をしっかりと理解しており、段取り力をさらに身につけるため、予習時点での介入を検討していく必要がある。

本調査では、一班 4 人編成の方が段取り能力・コミュニケーション能力を身につけるのに最適であると考えられた。編成人数が増えると、会話をする対象が増えるため、必然的にコミュニケーションをとる頻度が増えると考えられる。コミュニケーションをとらない場合、各人の工程を把握することは難しく、調理が円滑に行えない。よって、調理学実習では可能な限り 4 人編成で行うことが学生のコミュニケーション能力の向上のために必要であると推察された。

VI まとめ

本学生の主な就職先は、大量に食事を調理、提供する場であることからコミュニケーション能力を備えておく必要がある。

厚生労働省職業情報サイト仕事能力プロフィールの仕事の性質に他者とのかかわり⁵⁾が 5 ポイント満点中 4.6 ポイントとなっていることから、コミュニケーション能力は学生にとって必要な能力といえる。今後、対面授業が行えない場合にいかにコミュニケーション能力を向上させるかが課題となる。

新型コロナウイルスの感染症拡大により、調理学実習の実施が難しくなった場合、メディア学習を活用して知識・技術を習得させることは有効と考えられた。しかし、コミュニケーション能力については、実際のグループ活動でなければ身につけること

が難しく、感染対策を十分に行いながら実施していくことが重要である。コミュニケーション能力を身につける方法については、今後もさらに検討の必要が考えられる。

紀要参考文献

- 1) 厚生労働省（2015.8.1）「昭和二十二年法律第二百四十五号 栄養士法 第一条」
（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000245> 2020.12.25）
- 2) 日本栄養士会 管理栄養士・栄養士倫理
「管理栄養士・栄養士の職能（栄養の指導）」
（<https://www.dietitian.or.jp/career/guidelines/> 2020.12.25）
- 3) 愛知文教女子短期大学 「2020 年就職実績」
（<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/career/> 2020.12.25）
- 4) 愛知文教女子短期大学 2020 年度（令和 2 年度）履修案内 18
- 5) 厚生労働省 「栄養士しごと能力プロフィール，仕事の性質」
（<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/Occupation/Detail/171> 2020.12.25）

実践報告

コロナ禍における授業実践報告 —「総合表現Ⅱ」の演習授業の取り組みについて—

国藤真理子* 玉田 裕人*

Class practical report in Corona
: About the approach of practice class of "Comprehensive Expression II"

Mariko Kunito, Hiroto Tamada,

Abstract

A state of emergency was issued in April 2nd year of Reiwa to prevent the spread of the new coronavirus infection (COVID-19). In this report, we will summarize the lesson efforts in "Comprehensive Expression II" in coronavirus crisis, and report on the lesson results and future issues based on the student's lesson evaluation.

要旨

新型コロナウイルス感染（COVID-19）の拡大防止策のため、令和2年4月に緊急事態宣言が発令された。本稿は、演習である「総合表現Ⅱ」の授業において、コロナ禍の授業の取り組みをまとめ、学生の授業評価により授業の成果と今後の課題について報告する。

Keywords: comprehensive expression, class evaluation, coronavirus crisis

キーワード：総合表現、授業評価、コロナ禍

I. はじめに

本学の幼児教育学科における「総合表現Ⅱ」のねらいは、保育における「表現」の内容を把握した上で、保育に必要とされる音楽の専門的な知識および技術を育成し、子どものオペレッタを題材に舞台発表を实践する、そして主な目的に舞台を通して集約された表現力や人との協調性を身につけることである。対象学年は第1部2年次であり、毎年、11月の大学祭には総合表現の集大成としてクラス発表を実施している。今年度から「総合表現Ⅱ」の科目では、複合的な表現のスキル向上と学生の思考力、想像力、協調性をより高めるために授業内容を拡大して、第1部2年次が合同で取り組む授業形態となった。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により令和2年4月7日に緊急事態宣言の発表となったため、本学では、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、令和2年7月31日まですべての授業について原則として遠隔授業を

* 愛知文教女子短期大学

実施することとなった。遠隔授業で開講していたが、5月14日に愛知県が国による緊急事態宣言の対象区域から解除され、その後5月25日には全ての都道府県も解除されたため、6月15日から対面授業と遠隔授業のいずれかを選択する形式で開催したため、この授業は6月15日から対面授業を選択し、3密回避の対策をとりながら実施した。そこで、本報告は、コロナ禍で実施した「総合表現Ⅱ」の授業の取り組み方と、学生の授業に対する評価を基にした成果と課題について報告する。

Ⅱ. 遠隔授業の背景と内容

1. なぜ遠隔授業なのか

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応を念頭に令和2年度当初における授業期間(15週)については弾力的に運用しても差し支えないとされている。¹⁾ただし、大学設置基準第21条で定めている学修時間を確保するための「方策」を大学側が講じていることが前提となる。「方策」としては①遠隔授業、②補講授業、③授業に課するものに相当する課題研究などが例示されている。²⁾

2. 遠隔授業とは

遠隔授業とは「多様なメディアを利用して行う授業」のことであり、「学生の学修機会の確保」と「感染リスクの低減」の観点から、対面の授業に代えて遠隔授業を行うことを、文部科学省は推奨している。現在、メディアを利用して行う授業として以下のいずれかの方法をとることが大学設置基準³⁾において認められている。遠隔授業の種類には、①同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(略)において履修させるもの。②毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見交換の機会を確保されるもの。

3. 学修時間と授業時間について

メディアを利用して行う授業でも以下の単位の考え方は変わらないため原則として通常授業の代替となる90分(もしくは45分)×15週分の準備が必要と考える。ただし大学設置基準⁴⁾の規定はあくまでも週数を規定したものである。

4. 遠隔授業の実施形態

1. 同期型オンライン授業(同時双方向型の授業)

同期型オンライン授業とは、授業システム(Teams)を用いて、リアルタイムで配信する授業である。「メディア授業告示第1号」に該当する。映像や音声データを送受信し、教員と学生が同時にコミュニケーションできる環境で授業を行う。その中でもさらに以下の2つに分類することができる。

①パソコン上で授業を行いリアルタイムで配信するタイプは、教員が自身のパソコンやタブレット等に用いてリアルタイムで教員と遠隔地の学生がやりとり可能な授業形態。オンラインで受講する学生と教室で受講する学生がいる場合を含む（学生の密集を避けるため）。②教室の授業風景をリアルタイムで配信するタイプ（同時だが、片方向の場合がある）教室から授業の黒板講義などを生配信し、遠隔地の学生がリアルタイムで視聴する授業形態（撮影・配信する補助が必須）。オンラインで受講する学生と教室で受講する学生がいる場合を含む（学生の密集を避けるため）。

2. 非同期型オンライン授業（オンデマンド型の授業）

非同期型オンライン授業とは、メディアを利用して講義内容を教授し、学生の理解度を把握し、学生からの意見や質問に対応することで、十分な指導を併せ行う授業である。「メディア授業告示第2号」に該当する。教員が講義資料（ビデオ、音声付きPPT等を含む）、教科書等を提示し、毎回の課題で「十分な指導」を行うタイプのオンライン授業。teamsを活用し、部分的にテレビ会議システムを利用することも可能である。

Ⅲ. 総合表現（オペレッタ）の意義

保育内容による領域「表現」のねらいと内容には、「自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」ことや、イメージを豊かに育み、表現そのものを楽しむことを目指している。子どもは、自由に表現する楽しさを体験するとともに、それがひとり遊びではなく、他の子どもや養育者、保育士・教師と共有できるものであることを、集団活動の中で自覚していく。そして、自分の属する集団における文化を学ぶ。このプロセスこそが、保育・教育の本質である。これらの保育・教育実践においては、子どもの持つ「よさ」に着目しながら、保育・教育の本質に基づいた計画を工夫する必要があるだろう⁵⁾と述べている。保育の「表現」には、子どもの視点に立って表現のねらいを把握する必要があるが、保育を目指す学生にとっては、保育現場での「表現」における実践力や表現力も重要視される。そのため、保育者養成校の「表現」の授業には、実践力や表現力を身につけるために、手あそび、ペープサート、エプロンシアター、など多岐にわたっての表現活動がある。また、保育者養成校の多くは表現活動にオペレッタを取り入れており、オペレッタ活動における論文も多数ある。伊藤ら（2014）⁶⁾が述べているように、オペレッタは、身体表現、造形表現、音楽表現のそれぞれの分野の知識等を総合して活用することを学修する科目である。そして、オペレッタを制作する際には、言葉、表現の領域に関する知識、保育に対する知識が不可欠である。そして、古屋ら（2012）⁷⁾の先行研究では、オペレッタ創作は団結力や協調性、仲間を大切に思う気持ち等の人間性を養う格好の活動であったことを明らかにしている。オペレッタの授業実践において山中（2016）⁸⁾は、子どもと同様に豊かな感情、表現力を高めるには、より多くの他者と関わりを持つことが大切であると述べている。このようにオペレッタ活動には、保育による表現の知識や心理的側面、技術的側面が含まれており、人間形成においても教育的な要素を持っている。

Ⅳ. 総合表現Ⅱの実施形態の流れ

総合表現Ⅱの授業実施形態は、非同期型オンライン授業と同期型オンライン授業および対面授業の3タイプの授業で実施した。非同期型オンライン授業では、予め教員が教材である楽譜のデモ音源を作成し、学生はTeamsの課題機能からデモ音源を利用して楽

譜に沿って実技の予習に取り組んだ。また、実技等の質問やコメントの対応方法には、Microsoft Forms やメール Microsoft Outlook などとを組み合わせて実施した。同期型オンライン授業では、グループ毎に分かれて各 Teams での個別指導の実施形態をとった。そして、6月15日からの対面授業の開催とともに、総合表現Ⅱは遠隔授業から対面授業へ切り替わった。

V. 総合表現Ⅱの授業について

総合表現Ⅱの授業は、4月の開講から対面授業を予定していたが、4月7日に緊急事態宣言の発表となり対面授業ができなくなった。そのため、5月から6月にかけて4名での教員による授業の打ち合わせを行った。1回目と2回目と15回目の授業を非同期型で実施、3回目と4回目は同期型の授業を実施し、5回目から14回目を対面の授業形態で実施した。よって対面授業の内容で計画していたシラバスを見直し、遠隔授業に対応できる授業内容へ変更した。しかし、6月15日から対面授業が開催されることとなったため、シラバス内容を練り直して対面授業に対応できる授業の内容へ変更した。以下の表1が授業の計画内容である。

表 1. 授業計画内容

	計画内容	授業形態
1	オリエンテーション 課題提示	非同期
2	前回の課題の復習事項および次回課題の予告	非同期
3	指定の教材の指導と点検。総合芸術に対するプランや役割構成を学ぶ（1）	同期
4	指定の教材の指導と点検。総合芸術に対するプランや役割構成を学ぶ（2）	同期
5	グループ指導 1（歌と楽器と身体表現）演目の役割ごとの教材練習	対面
6	グループ指導 2（歌と楽器と身体表現）演目の役割ごとの教材練習	対面
7	グループ指導 3（歌と楽器と身体表現）演目の役割ごとの教材練習	対面
8	グループ指導 4（歌と楽器と身体表現）演目の役割ごとの教材練習	対面
9	リーディング 1（歌と楽器と身体表現）演目の役割ごとの教材練習	対面
10	リーディング 2（歌と楽器と身体表現）演目の役割ごとの教材練習	対面
11	リーディング 3（歌と楽器と身体表現）演目の役割ごとの教材練習	対面
12	演目の教材を理解する総合練習（1）	対面
13	演目の教材を理解する総合練習（2）	対面
14	リーディング及び音楽表現、身体表現による発表および記録撮影	対面
15	レポート課題	非同期

VI. 総合表現Ⅱの授業の方法

本来ならば前期の7月までに15回目の授業を終了する予定であったが、この授業は新型コロナウイルス感染防止を鑑みて、6月からの授業開始となり7月までに12回目の授業が終了となった。残りの授業は8月に実施して15回の授業を終えた。教員4名（音楽関連の教員3名、リズム表現1名）が担当し、対象者は2年次80名（女性）である。総合表現Ⅱでは、総合表現Ⅰで習得した音楽活動の技術を基礎に、保育の表現活動の一つでもある子どものオペレッタ作品を用いて総合表現を学ぶ。授業内容の方法は、①1回目と2回目の非同期型では初回にオリエンテーションを行い全体の授業計画の流れや役割構成をPDFでTeamsにアップロードし、配布した教材の課題をチェックする。2回目の授業では、アップロードした役割構成と教材のデモ音源（音楽教員が作成）に沿って予習課題を実施。②3回目と4回目の同期型の授業では、予め学生が希望した4つのグループ（①合唱、②合奏、③キャスト、④ダンス、）に別れて、予習課題をグループ毎で取り組み、グループ毎に設定したTeamsで個別の実技指導を実施。③5回目から11回目の対面授業では、グループ毎に分かれてオペレッタの流れに沿ったリーディングと実技の指導を行う。④12回目と13回目の対面授業は舞台による学生全員の合同での総合練習を実施。⑤14回目の対面授業は舞台での合同によるリハーサルを実施し、本番を記録撮影する。⑥15回目の非同期型ではFormsを使用してレポート課題提出とする。（5回から14回までの対面授業はフェイスシールドを着用して実施。）

VII. 調査対象及び調査方法

対象者は2年次80名（女性）のうち回答を得られたのは62名（回収率78%）であった。

アンケート調査は2020年7月に実施。（本学FD委員会によるR2年度前期学生による授業評価・満足度調査）質問紙は10項目の構成となる。

VIII. 結果

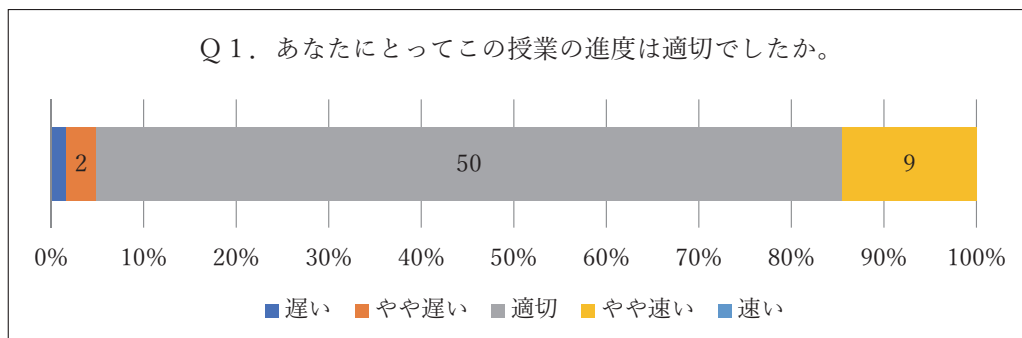


図1. R2年度前期学生による授業評価・満足度調査（授業の進度について）

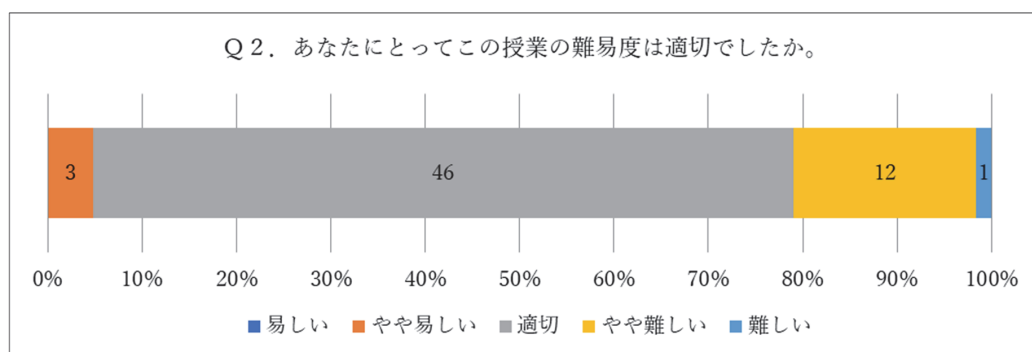


図 2. R2 年度 前期 学生による授業評価・満足度調査（授業の難易度について）

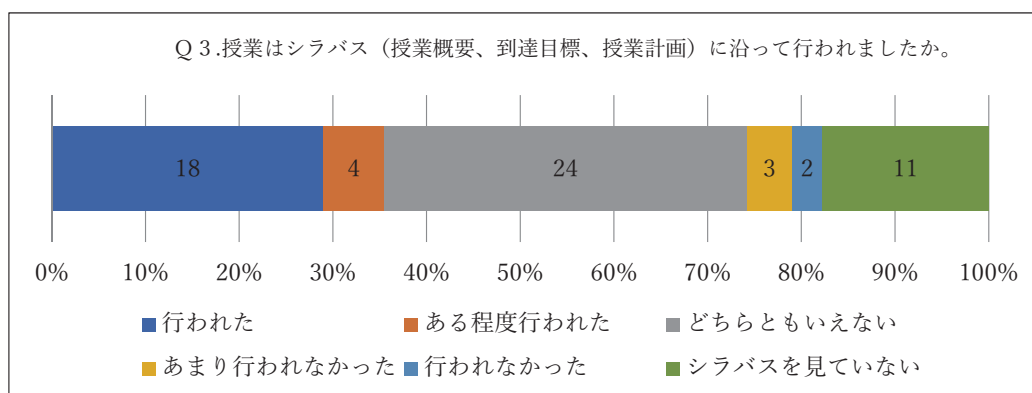


図 3. R2 年度 前期 学生による授業評価・満足度調査（授業の内容について）

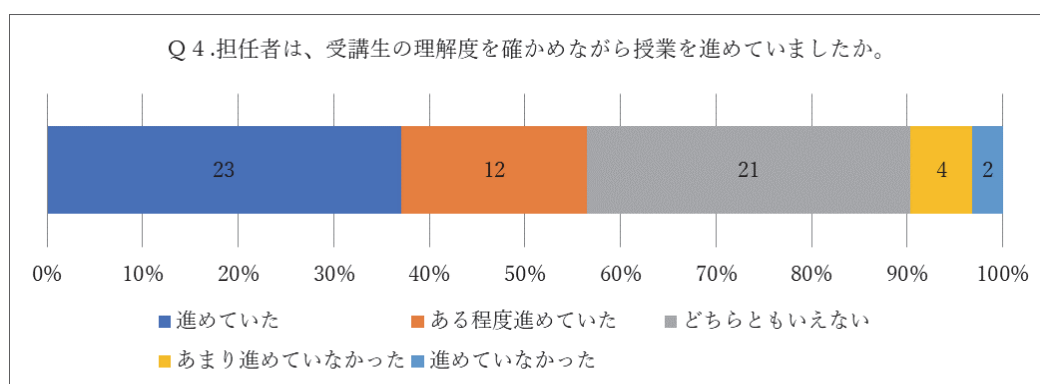


図 4. R2 年度 前期 学生による授業評価・満足度調査（授業の理解度について）

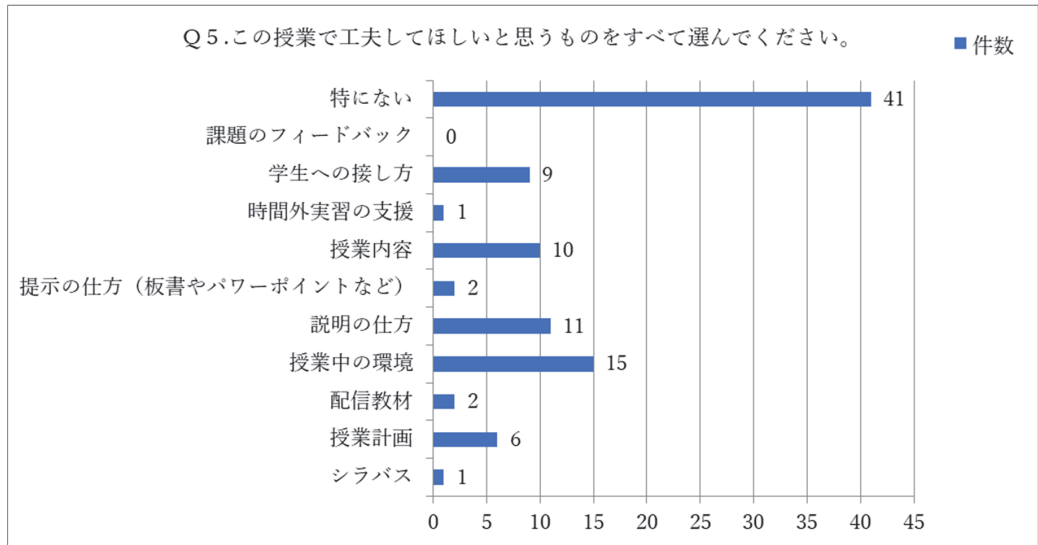


図 5. R2 年度 前期 学生による授業評価・満足度調査 (授業の改善点について)

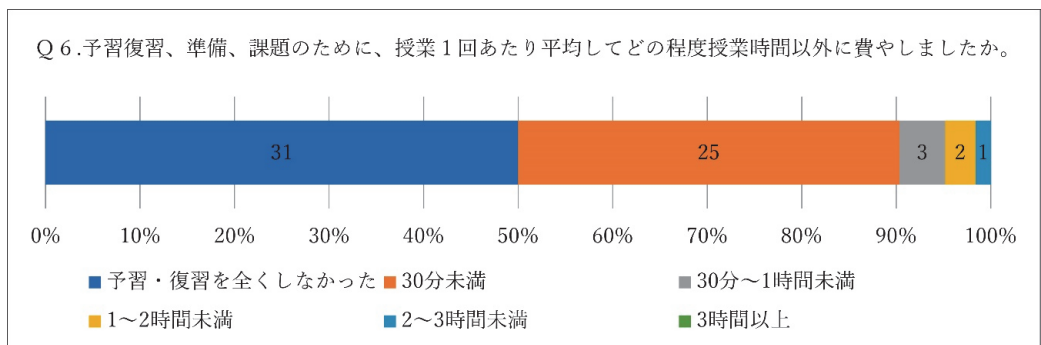


図 6. R2 年度 前期 学生による授業評価・満足度調査 (学習時間について)

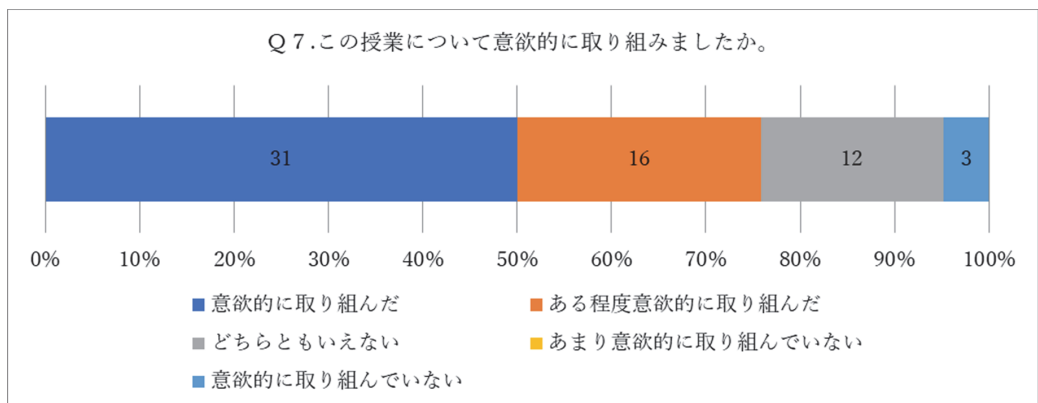


図 7. R2 年度 前期 学生による授業評価・満足度調査 (授業の意欲について)

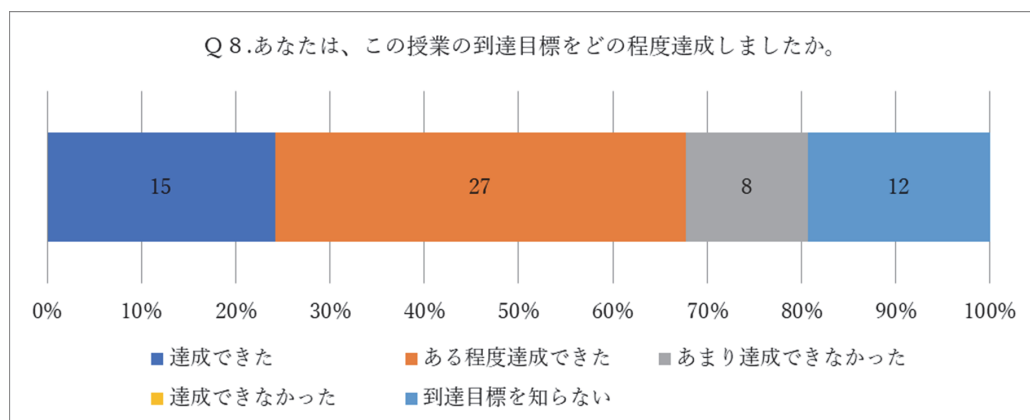


図 8. R2 年度 前期 学生による授業評価・満足度調査（授業の到達目標について）

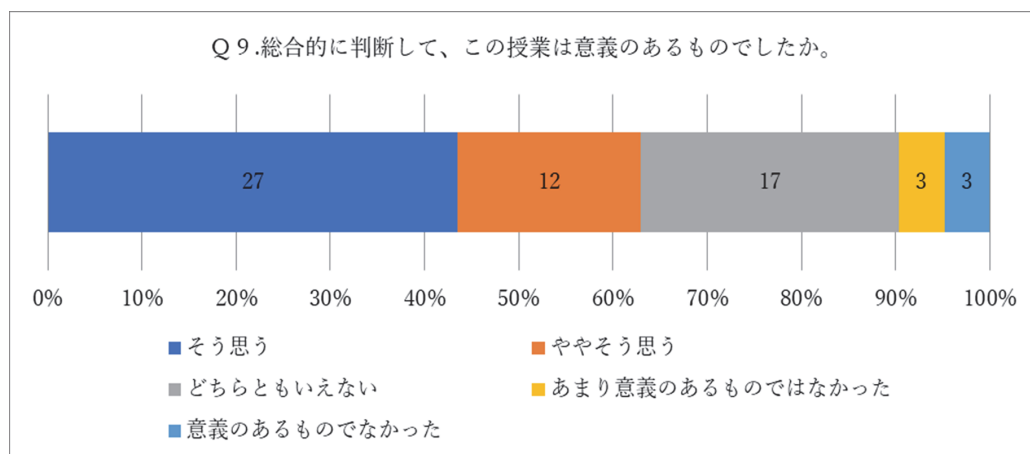


図 9. R2 年度 前期 学生による授業評価・満足度調査（授業満足度について）

Q10 - 1 この授業の良かったところ（学生による自由記述）

- ・家でも歌の練習ができるように録音させてもらったところ。
- ・楽しくできる。
- ・選択ができる。
- ・グループごとに取り組んでいるところ。
- ・なかなか練習も出来ませんでしたがその中でも先生方が工夫しながら進めてくださったので良かったです。
- ・歌を歌う練習があったところです。
- ・いろいろな楽器を使っていたところです。
- ・自由に選べたところ。
- ・オペレッタについて学ぶことができて良かったです。
- ・先生の説明がわかりやすく受講しやすかったです。

Q10 - 2 この授業の継続してほしいところ（学生による自由記述）

- ・細かい指導。
- ・歌を歌うことが好きなので継続してほしいです。
- ・これからいろいろな楽器を使って欲しいです。

Q10 - 3 この授業の改善点・提案できるところ（学生による自由記述）

- ・ちゃんと先生同士で連絡をして欲しい。言ってることとやってる事が違う。連絡されていないことを言われても困る。暑い中水分補給もなしに 90 分体育館の中に座らせるのは頭がおかしい。
- ・窓締めとか A 組ばかりで嫌でした。
- ・先生同士で変えたところや情報交換をしっかりして欲しい。
- ・この時期に体育館で練習するのは厳しい。
- ・先生同士で言ってることが違うため困った。まず、先生たちで話し合ってからにしてほしい。
- ・先生によって説明する内容が違うところがあったので統一して欲しいと思いました。
- ・歌をもっと上達させれるように指導して欲しいです。
- ・もっといろいろな楽器を使って欲しいです。

ここに挙げたアンケート調査の結果は、図 1 から図 9 にある各質問項目（Q1 から Q9）の回答の中で多くを占めた数値に注視したものである。Q1 のこの授業の進度は適切でしたかの質問に「適切な進度」と回答した学生が(50 名)80% 占めた。Q2 のこの授業の難易度は適切でしたかでは、「適切」に回答した学生が(46 名)74.1% 占めた。Q3 のこの授業はシラバス（授業概要、到達目標、授業計画）に沿って行われたか、については「どちらとも言えない」（24 名）39%、次に「行われた」（18 名）29% であった。Q4 の担任者は受講生の理解度を確かめながら授業を進めていましたか、については「進めていた」（23 名）37%、「どちらとも言えない」（21 名）33% であった。Q5 この授業で工夫してほしいと思うものをすべて選んでくださいでは「特にない」が(41 名)66%、次に「授業中の環境」（15 名）24% であった。Q6 の予習復習、準備、課題のために、授業 1 回あたり平均してどの程度授業時間以外に費やしましたかにおいては「全くしなかった」が(31 名)半数を占め、次に「30 分未満」が(25 名)40.3% であった。Q7 のこの授業について意欲的に取り組みましたかにおいては、「意欲的に取り組んだ」が(31 名)半数を占めた。Q8 のあなたは、この授業の到達目標をどの程度達成しましたかでは「ある程度達成できた」（27 名）43.5%、次いで「達成できた」（15 名）24.1% であった。Q9 の総合的に判断して、この授業は意義のあるものだったかの問いには「そう思う」が(27 名)43.5%、「どちらとも言えない」が(17 名)27.4% であった。Q10 は上記の通りである。

IX. 考察

学生による授業評価・満足度調査より、授業の進度や難易度では「適切であった」と多くの学生が評価した。そして、意欲的に授業に取り組んだ学生が半数を占めていたこ

とや「家でも歌の練習ができる」「選択ができる」「自由に選べたところ」「グループごとに取り組んでいる」の記述から、参考資料として、教材に沿ったオリジナルデモ音源の提供により、学生の自主練習に有効的であったと示唆する。また、オペレッタの作品から合唱、合奏、ダンス、キャスト、スタッフの4つの分野を構成して、学生の希望する分野を選択させ主体性を重視したことによって、学生の学習意欲向上につながったと考えられる。到達目標では「ある程度達成できた」や「達成できた」に半数の学生が占めていた。その要因としては、合同練習の実施、目標に掲げた無観客でのリーディング形式の発表や記録撮影の設定により、学生は達成感を感じられたと考えられる。③改善・提案の記述からは、教員4名による情報交換の方法と授業の環境設定の改善が必要であることも分かり課題の一つとなった。

この授業のねらいには、冒頭で示したように全員で一つの作品を共有していくことが重要であり、創り上げていくプロセスにおいて表現力、想像力、団結力、思いやり、協調性を身につけることが目的となる。しかしながら、コロナ禍における3密を回避しながらの総合表現活動には限界があるのも否めない。授業形態や内容に限界はあったものの、学生の主体性を重視したリーディング形式による発表や記録撮影の設定をしたことで、学生の授業に対する意義や意欲、達成感の向上においては成果が得られたと考える。

引用文献・参考文献

- 1) 文部科学省高等教育局長「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」
(https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf)
- 2) 愛知文教女子短期大学（2020）「遠隔授業実施のガイドライン」第1版 1-2（未公開）
- 3) 大学設置基準 第25条第1項及び第2項
- 4) 大学設置基準 第21条第2項
- 5) 石上浩美編著 新・保育と表現-理論と実践をつなぐために- 嵯峨野書院, 8.
- 6) 伊藤 智里・秋政 邦江・青井 則子・尾崎 公彦・入江 慶太（2014）総合表現（オペレッタ）における授業開発 II— 領域「言葉」「表現（身体表現・造形表現・音楽）」に関する科目内容とオペレッタ制作との関連 — 川崎医療短期大学紀要 34号:29~37 2014 29
- 7) 古屋 祥子・沢登芙美子・高野 牧子（2012）保育者養成校におけるオペレッタ創作活動の教育的効果 — 2011年度「総合表現演習」の実践から— 山梨県立大学 人間福祉学部 紀要 Vol. 7
- 8) 山中愛美（2016）「保育内容・表現」におけるオペレッタの授業実践 夙川学院短期大学 教育実践研究紀要

実践報告

保育者養成校におけるオンラインシステムを活用したピアノ授業の実践報告

玉田 裕人* 国藤真理子*

Practical report of piano lessons using online system at childcare training school

Hiroto Tamada, Mariko Kunito

Abstract

At our university, online lessons was held from May 2020 to prevent the spread of the new coronavirus infection (COVID-19). In this report, we will introduce the media used in the online piano lessons and how to implement them. And also introduce the advantages and disadvantages of online piano instruction at childcare training school and future developments based on the opinions of teachers and students who have completed the lessons.

要旨

本学では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を防止するため、2020年5月より遠隔授業が実施された。本稿では、本学のピアノ実技指導における遠隔授業の使用メディアおよび実施方法、遠隔授業実施後の教員や学生からの意見や評価をもとに、保育者養成校における遠隔ピアノ実技指導のメリットやデメリット、今後の発展についてまとめる。

Keywords : childcare training school, online lessons, piano lessons, coronavirus crisis
キーワード : 保育者養成校、遠隔授業、ピアノ指導、コロナ禍

I. 遠隔授業実施の背景と目的

1. はじめに

2019年12月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が確認され、2020年1月30日には、世界保健機関（WHO）により新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」が宣言された。その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から3月11日新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせるとの表明がされ、¹⁾2020年5月には、文部科学省より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するほか、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業に

* 愛知文教女子短期大学

より予定通り実施することが困難な場合が想定される²⁾との通達が届き、本学でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大を防止するため、遠隔授業が実施された。

2. 遠隔授業とは

遠隔授業とは、「多様なメディアを高度に利用して行う授業」のことであり、「学生の学修機会の確保」と「感染リスクの低減」の観点から、対面授業に替えて実施する事を文部科学省より推奨されているものである。遠隔授業の方法には、①同期型（同時かつ双方向に実施されるものであり、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの）と②非同期型（毎回の授業の実施に当たり、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ実施するものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されている）がある。³⁾

3. 本学における遠隔授業の方法

本学では、①同期型は、Microsoft Teams（以下、「Teams」）の ICT を利用し、遠隔で映像・音声のやりとりをすることで、「同時」かつ「双方向」で遠隔授業を実施した。②非同期型では、Teams の課題機能を利用したり、Microsoft Stream(以下、「Stream」) や Microsoft Forms（以下、「Forms」）、メール（Microsoft Outlook（以下、「Outlook」）を組み合わせることで、メディアを利用して講義内容を教授し、その後、学生の意見・質問・コメントに対応する方法を実施した。⁴⁾

4. 遠隔授業のメリットとデメリット

遠隔授業には、自宅にしながら授業の受講ができる、離島や過疎地に住んでいても変わらぬ教育が受けられる、新型コロナウイルスのような感染症対策に有効であるなど、多くのメリットがある。細かく分ければ、①同期型には、従来教室で行われている授業にかなり近い形での授業が実施できる、リアルタイムでの授業が実施できるため、質問にもすぐに答えられるなどのメリットがあり、②非同期型では、オンライン上に設置された映像や音声、資料といった教材を視聴して学習するため、自分の都合の良い時間に学習ができるなどのメリットがある。一方で、機器の故障や不具合が起こらないよう、ICT（情報通信技術）環境を整備する事が必要である事から、教師や講師の負担が大きいなどのデメリットもあるため、これまで普及がされてこなかったことも現実である。特に、ネットワーク環境、通信容量の制限など、適切な受講環境にない場合は大きな課題となる。

II. ピアノ実技指導における遠隔授業の考え方

1. ピアノ実技指導における遠隔授業の方法

一般的に、ピアノ指導における遠隔授業の方法には、主に①Teams などのビデオ通話機能を用いてリアルタイムで実施するパターン②Teams などの課題機能や Forms、メ

ールなどを使用し、演奏動画を受け取り添削するパターン、③ ①②を組み合わせる実施（予め演奏動画を送ってもらい、アドバイスはリアルタイム通話で行う）する3パターンが考えられる。

2. ピアノ実技指導における遠隔授業のメリットとデメリット

一般的に、ピアノ指導における遠隔授業のメリットには、①場所を選ばない（自宅からでもピアノ指導を受けることができる）②新型コロナウイルス感染症などの感染症対策ができる（直接の接触を避けることができる）③ピアノ指導以外のコミュニケーションがとれる（ピアノの指導以外に、学生とリアルタイムにコミュニケーションが取れるため、学生の様子を把握することができる）などが考えられている。一方で、デメリットには、①生の音でないため、音色の判断、音楽的指導が難しい②タイムラグがある③指導したいことが伝えにくい④機械の操作や設置が難しい⑤生徒の楽譜への書き込みができないなどが考えられている。⁵⁾

Ⅲ. 本学の遠隔授業におけるピアノ実技指導

1. 使用メディア

本学の遠隔授業におけるピアノ実技指導では、「Teams」「Forms」「Outlook」を組み合わせた形で実施した。

2. 実施方法

本学のピアノ実技指導における大きな特色は、全学生に対し、個別指導が実施されているところである。遠隔授業を実施する際、特に心がけた部分は、対面時に行われている個別指導とできるだけ近い形で授業を実施する事であった。初心者から経験者までの幅広いレベルの学生に対し、対面時と同様のピアノ実技指導を行い、保育現場のニーズに充分に応え得るピアノ技術を習得させるにはどのような方法を展開すべきかを検討した末、最終的に以下のような形で実施する事となった。

(1) 「Teams」および「Forms」を使用したオリエンテーションと鍵盤楽器所有調査

初回の授業では、非同期型を取り入れ、「Teams」の課題機能を使用し、今後始まる授業に向けたオリエンテーションを実施すると同時に、「Forms」のアンケート機能を使用することで、鍵盤楽器所有の調査を実施し、学生への教育上配慮を行った。鍵盤楽器調査の結果、自宅に鍵盤楽器を所有していない学生がいたため、そうした学生に対しては、鍵盤楽器を使用しないソルフェージュや楽典指導の実施や、感染予防対策を十分講じた上で、学内施設を開放する措置をとった。

(2) 「Teams」のビデオ通話機能を用いたピアノ実技指導

ピアノ実技指導における遠隔授業の中心となったものが、同期型の「Teams」のビデオ通話機能を用いたリアルタイムでの方法である。この方法をとることで、スマートフォンやタブレット、PCなどを使用し、カメラ越しではあるものの、対面時に近い個別指導が可能となった。対面授業時と同様に、出欠確認や授業の内容説明から始まり、実際の指導においても対面時のピアノ実技指導と近い形で授業を展開させることができ

た。各教員が学生個人のレベルや進度などを記録する個人カルテも、紙媒体のものから電子媒体のものへ移行することで、場所を問わず学生の記録を入力できるシステムを作成した。

（3）Teams の課題機能やメールを使用した演奏動画の提出

本学のピアノ実技の授業では、就職後に教育現場のニーズに充分に応え得る力を身に付けるため、講義で身に付けたピアノ技術を実際に子ども達や多くの人の前で披露する機会を多く導入している。今回の遠隔授業では、ネットワーク環境や通信容量の制限により、人前での発表が困難と判断したため、Teams の課題機能やメールを使用し、演奏動画を提出する形へと切り替えた。具体的な方法としては、対面時に発表する予定だった曲を自宅などで撮影し、各指導教員の Teams へ送信するものである。その際、演奏時の「顔」「弾いている手」「鍵盤」が映るように撮影する事、就職試験を想定した練習のため、スーツを着用する事、楽譜には表紙をつける事、演奏前に表紙を見せながら、大学名および氏名、曲名を言うてからお辞儀する事、演奏後にはお礼を伝えてお辞儀をすることを条件に加えた。教員は、学生から送信された動画を点数化することで、対面時同様の評価をすることが可能となった。また、今年度の就職試験の実技では、ピアノ演奏の動画提出を課題とする園も多かったことから、就職試験対策としても非常に効果的なものになった。

IV. 遠隔授業を終えて

1. 教員の意見

教員からは①「ピアノ実技は個室で実施する事が多いため、手指消毒やマスク着用、換気等の感染症対策は徹底しているものの、距離感などの点で若干の不安が残る。しかし、遠隔授業に関しては、そうした不安が取り除かれるため、安心して授業が実施できる。」②「対面授業の指導の重要性や大切さを改めて実感する事ができた。」③「欠席回数が減少した」④「学生からの質問数が増加した」といったメリットのほか、⑤「スマートフォンで授業を受講する学生が多く、ICT 環境が十分でなかったため、音が聞き取れず、通信が途切れるなどの問題が生じた事で、学生が弾けているかの判断を推測しなければならぬ時があった。」⑥「手の映し方が定まらず、学生の指が見えづらかったため、指使いなどの把握が難しかった。」⑦「自宅の鍵盤楽器(キーボード)の鍵盤数が足りず、音域を下げて弾いていた学生がいた。」⑧「楽譜や書類に直接書き込みをすることができないため、説明に時間をとられてしまった。」などといったデメリットが挙げられた。

2. 学生の授業評価および満足度調査

学生からの意見には、①「普段は人前で話す事が苦手な学生も、画面越しであれば自然に話すことができた。」②「友人に練習途中のピアノを聴かれるのは嫌だが、オンラインであれば気にせず練習ができた。」③「動画提出になったことで、より質の高い演奏を提出しなければいけないと思い、いつも以上に練習をしたため技術が向上した」などの前向きな意見がある一方で、日ごろから数多くの楽曲に取り組んでいる学生や、ソナチネ程度のテクニックを習得した学生からは、④「教員との楽譜の共有が難しいため、

具体的な指示を理解しにくい部分がある」⑤「遠隔では教員の模範演奏が伝わりにくい」⑥「人前での演奏経験も積みたかった」また、自宅にピアノを所有していない学生からは⑦「自宅での自主練習ができない」などを理由に、対面授業での指導を望む声も挙げられた。

授業を受講した学生に対して実施している「授業評価・満足度調査」において、授業の進度や授業の難易度、シラバスに基づいた授業概要や到達目標および授業計画、教員が受講生の理解度を確認しているか授業に取り組むにあたっての予習復習、準備、課題のための時間や授業の有意義さについて調査をしたところ、対面時同等の評価を得ることができたと考えられる。

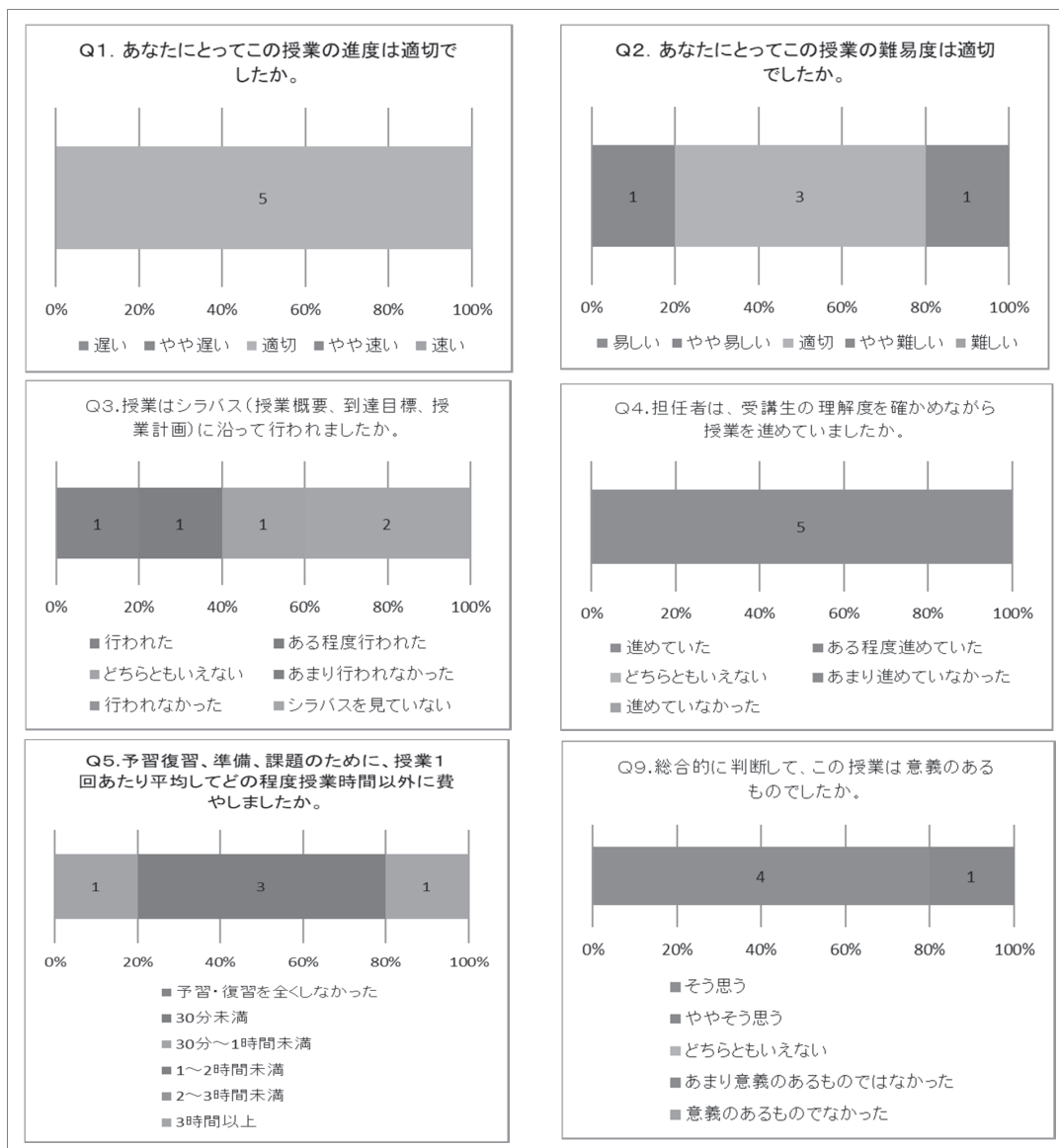


図 1. R2 年度前期 学生による授業評価・満足度調査

V. 今後の発展

1. 保育者養成校における遠隔ピアノ実技指導のメリットとデメリット

保育者養成校におけるピアノ実技指導の目的は、保育者にとって必要とされる音楽的能力（幼児一人一人を見守りながら弾き歌いをし、幼児の音域に合わせて時には移調ができて、更に身体表現においては、その動きに合わせて即興的に演奏ができるといったもの）を身に付けるためであり、古典的なドイツの教材などが正確に弾けることや指が回る事⁶⁾ではない。そのため、一般的な遠隔のピアノ実技指導で挙げられる「生の音でないため、音色の判断、音楽的な指導が難しい」などといった音質のこだわり等に関してのデメリットはあまり感じられなかった。しかし、ネットワーク環境や通信容量が不十分などの ICT 環境の問題や自宅に鍵盤楽器を所有していない問題は、一般的な遠隔のピアノ実技指導と同様で、遠隔授業を実施する際の障害になった事は否めない。また、教員と学生の楽譜の共有が難しく、楽譜や教材資料に直接書き込みをすることができないことも大きな課題となった。一方で、自宅からの授業参加は、周囲を気にせず授業に参加ができるため、学習意欲の向上がみられた。また、感染症から身を守る上で、教員も学生も安心して授業に取り組めたことは、保育者養成校に限らず、遠隔授業の大きなメリットになると考えられる。

2. 保育者養成校における遠隔ピアノ実技指導の今後の実用性

今回、遠隔でのピアノ実技指導を実施したことで、ネットワーク環境等の観点からは、現時点のピアノ実技指導では、遠隔授業よりも対面授業の方が十分な指導ができ、また、「触れあい」「見守り」「気配り」「思いやり」といった人間的な部分を指導できる点でも対面授業の有用性を改めて感じる事ができた。しかし、今回のような新型コロナウイルス感染症（COVID-19）から身を守るための対策やグローバル化していく社会において、場所を選ばず教育が受けられることや今後の ICT 技術や環境整備の発展には多くの可能性が秘められている事が示唆される事から、遠隔授業の導入も視野に入れていく必要があると考える。いずれにしても、今後は時代の流れに沿った柔軟な授業展開や学生指導が、私たち教員に求められるということを、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）や遠隔授業を通して感じる事ができた。

引用文献

- 1) 国立感染症研究所感染症疫学センター「IDWR 2020 年第 14 号＜注目すべき感染症＞新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2487-idsc/idwr-topic/9567-idwrc-2014.html>)
- 2) 文部科学省高等教育局大学振興課「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」
(https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou02-000004520_3.pdf)
- 3) 愛知文教女子短期大学（2020）「遠隔授業実施のガイドライン」第 1 版 1・2（未公刊）
- 4) 愛知文教女子短期大学（2020）「遠隔授業実施のガイドライン」第 1 版 2（未公刊）

- 5) PTNA ピティナ「今こそ活用したい オンラインレッスン」

(https://www.piano.or.jp/info/news/2020/03/05_25977.html)

- 6) 宮脇 長谷子 (2001)「保育者養成におけるピアノ指導の現状と課題 ―養成校へのアンケート調査を通して―」『静岡県立大学短期大学部 研究紀要』15・W 号 1 - 11

愛知文教女子短期大学研究紀要

第 42 号

令和 3 年 3 月 1 日 印刷

令和 3 年 3 月 31 日 発行

代 表 者	古山 敬子			
編集委員	庄子 佳吾	小野内初美	田村 佳世	
	赤塚 徳子	山口 由貴	原 真由美	

編集発行 愛知文教女子短期大学
〒 492-8521
愛知県稲沢市稲葉 2 丁目 9 番 17 号
電話 〈0587〉 32-5169
FAX 〈0587〉 34-2870

印 刷 有限会社 一粒社
電話 〈0569〉 21-2130

CONTENTS

STUDY ARTICLES

Information ethics and Information security

Student status and report of questionnaire survey results (Efforts in OA practice)

..... Miki Ogawa, Haruya Sunada, Junko Kawamura, Yoshiko Kirisaki ... 1

Caregivers' Attitudes toward the Responses to the Food Allergies and Their Learning

– On the Basis of the Analysis of Their Rubrics for Assessment in Job Training –

..... Kayo Tamura ... 23

STUDY NOTES

Study on Early Support of Infants with a Developmental Disorder :

On the basis of survey in Chofu City in Tokyo

..... Haruka Kamijima ... 33

The Importance of Understanding Personal Characteristics of Children

with a Developmental Disorder and Parents Support :

Including Children Who Show a Slight Developmental Disorder

..... Midori Nakamori ... 41

Analysis of the Difference in Efficiency between Distance and Face-to-Face

Practical Cooking Classes

Reflecting on the Classes under the Current Situation with COVID-19

..... Yuki Yamaguchi, Mayumi Hara, Shoko Ario ... 51

PRACTICAL REPORT

Class practical report in Corona :

About the approach of practice class of "Comprehensive Expression II"

..... Mariko Kunito, Hiroto Tamada ... 63

Practical report of piano lessons using online system at childcare training school

..... Hiroto Tamada, Mariko Kunito ... 73